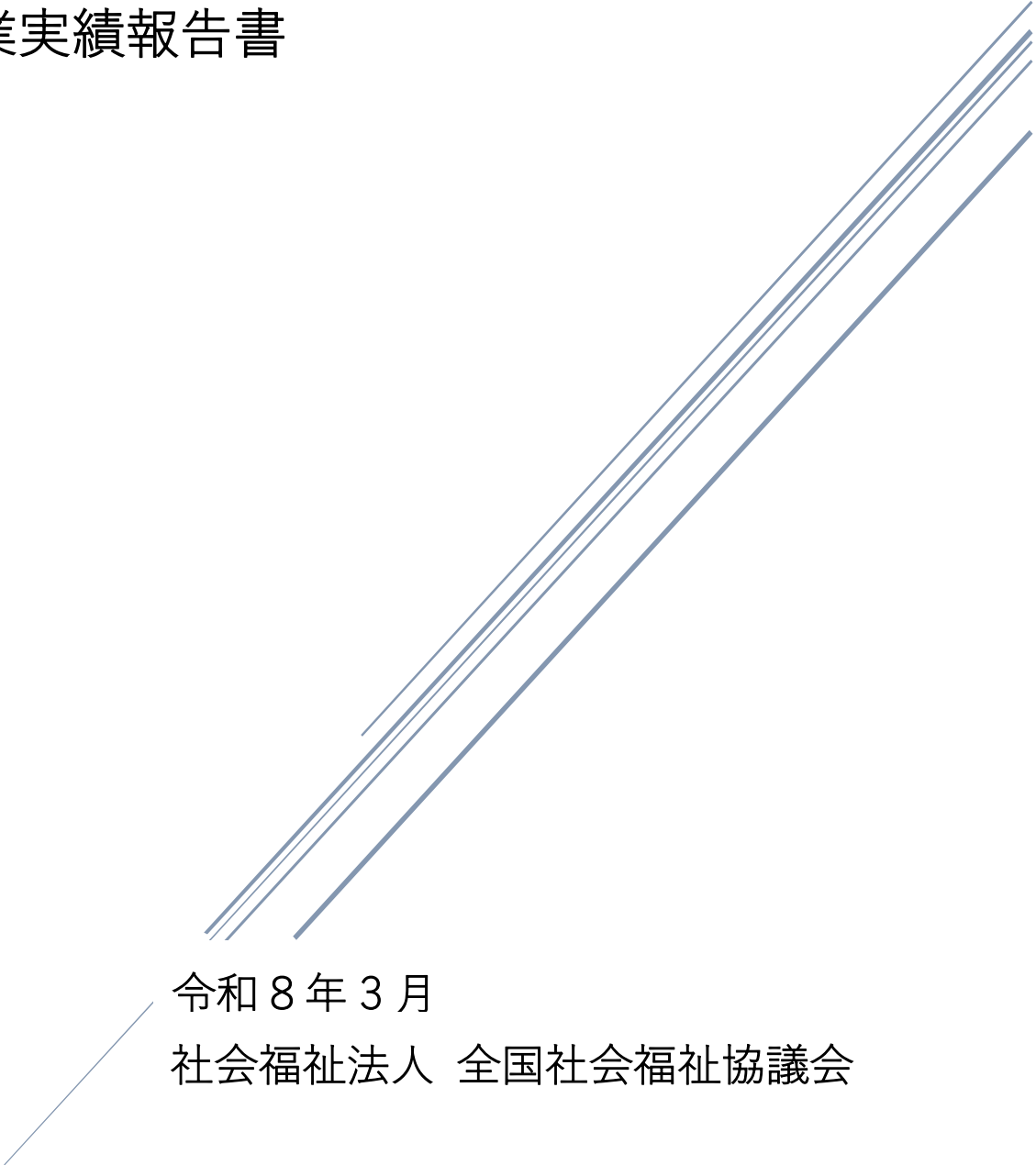


令和7年度

任意後見・補助・保佐等の
相談体制強化・広報啓発事業

事業実績報告書



令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目次

I 事業の目的・概要・体制	2
1. 事業の目的	2
2. 事業の概要	3
(1) 市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業	3
(2) 国民向けシンポジウム等による成年後見制度の周知・広報事業	8
3. 事業体制の概要・実施状況	9
(1) 事業実施体制	9
II K-ねっと相談事業	10
1. 相談の概要	10
(1) 相談の受付状況(2025.04.01～2026.02.28)	10
(2) 相談者の所属機関等	11
(3) 相談内容	13
2. 相談対応と都道府県への共有	16
3. 定例会議で取り上げた相談例	18
III 都道府県機能強化推進事業	21
1. 事業の概要	21
(1) 目的	21
(2) 実施体制	21
(3) 実施経過	22
2. 実施状況	23
(1) 実施都道府県	23
(2) ヒアリングの実施	24
(3) 提案書と報告シート	25
(4) 都道府県機能強化推進事業の評価	26
IV 広報事業(全国セミナー)の開催	28
1. 開催状況	28
(1) 概要	28
(2) 申込状況	29
2. 広報事業(全国セミナー)の評価	31
(1) 参加者アンケート結果	31
(2) 成果と課題	33
V K-ねっと事業を通して把握した、成年後見制度の利用促進や体制整備に関する課題	34
参考資料	39
(参考1) K-ねっと FAQ	
(参考2) セミナー開催チラシ	

I.事業の目的・概要・体制

1. 事業の目的

成年後見制度利用促進については、平成 29 年に第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、令和 4 年 3 月には第一期計画の進捗や制度をめぐる諸課題を踏まえて第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下、第二期計画)が策定された。第二期計画では、地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進に向け、権利擁護支援チームの役割や都道府県の機能強化、包括的・重層的・多層的なネットワークづくりなどが盛り込まれた。現在、第二期計画に基づき、各地域において体制整備が進められているところであり、令和 6 年度には中間検証が行われた。

中間検証報告書において、市町村による中核機関の整備状況については、整備予定が未定の市町村も一定数あり、そのうちの 6 割以上が整備に向けた調整に着手できていないことが課題とされている。中核機関を整備済みであっても、相談支援機能を有しているにとどまり、チームの形成支援や自立支援、アウトリーチの相談を実施するまでには至っていないことにも触れられており、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続ができるよう、身近な地域における中核機関の相談体制の整備を急ぐ必要がある。

また、第二期計画において、都道府県に求められている役割は幅広く、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことや、都道府県における効果的な支援体制を整備することが求められている。これらの役割を發揮できるよう、都道府県担当者や都道府県に配置される各アドバイザーに対するサポートも重要と考えられる。

加えて、令和 6 年 4 月より法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の改正に向けた議論が行われ、令和 8 年 2 月 12 日に民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱が答申された。今後、改正法案として国会への上程が予定されている。

このような状況を踏まえ、本事業では、昨年度に引き続き「**全国権利擁護相談窓口 K-ねっと**」(以下、「**K-ねっと**」という)を設置し、全国的な相談体制の強化を図るとともに、都道府県の体制強化や取り組み促進にむけた都道府県機能強化推進事業を実施した。

あわせて、本事業では、広く市民を対象とし、任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度の基礎を学ぶセミナーを開催した。

本事業の相談窓口の役割については、事業を開始した令和 2 年度に以下の通り 4 点に整理されており、本年度もこの 4 つの役割を踏まえて事業を実施した。

①支援

- K-ねっとは、全国的な体制整備を後押しする役割があることから、質問に対して回答をすることに加え、相談者自身に「気づき」を促し、わからないことがあった時に調べる方法を「学び」、次回に「活かせる」よう支援を行うことが期待される。
- また、相談者を各地域の専門職団体や法テラス、先行して取り組みを行っている自治体の担当者等に「つなぐ」ことも役割として重要である。

- K-ねっとへの相談を通じて、「身近で気軽に相談できる専門職の必要性」を体感してもらい、身近な地域で専門職等との連携を行い、権利擁護体制を整える体制作りを支援することが期待される。

② 伴走

- 相談者のなかには、検討している事例の情報や K-ねっとに質問したい点等を必ずしも明確に整理できていなかったり、地域のなかで相談できるネットワークを持っていない場合が見られる。
- そうした場合には、相談者の話をまずは受け止め、相談者自身が直面している問題を可視化し、地域の関係者と連携して問題解決できるよう支援する姿勢が求められる。
- そのため、1 回の相談で終わるとは限らず、必要な場合には、回答後の状況把握や追加のフォローも含めて伴走することが期待される。

③ 共有

- 行政の担当者は各地域の実情にあった体制整備を進めようとしているが、手探りであり、他の自治体の事例を知りたいというニーズが強い。
- 先行調査研究に加えて、最新の情報の収集を進めるとともに、相談を通じて把握した情報を蓄積して提供する取り組みが期待される。
- 行政担当者や中核機関が参照すべき資料の整理・公開について、国において開設された成年後見制度に関するポータルサイトの活用も含めて進める必要がある。
- K-ねっとに寄せられた相談を蓄積し、FAQ を作成して共有することも重要である。その際、「誰から寄せられた相談なのか」を軸に整理することで、情報を探しやすくするなどの工夫が考えられる。

④ 発信・提案

全国的な体制整備を推進するため、相談を通じて把握した、体制整備に関する課題等について整理し、運営委員会での検討を行ったうえで発信・提案していくことが期待される。

2. 事業の概要

(1) 市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業

① 相談窓口(K-ねっと)の設置

K-ねっとの相談窓口を設置し、市区町村や中核機関等のみで解決できない課題について相談を受けて専門的な助言を行うとともに、相談対応を通じて各地域における地域連携ネットワークづくりの促進に努めた。

相談受付のため、専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、厚生労働省成年後見制度利用促進室と連携を図りつつ、都道府県、都道府県社会福祉協議会、市区町村、中核機関、権利擁護センター等へ周知した。

全国権利擁護相談窓口 K-ねっと 03-3580-1755 k-net@shakyo.or.jp

相談受付にあたっては、相談管理システムを活用し、事務局と専門相談員が相談内容を共有しながら実施した。また相談内容については、厚生労働省成年後見制度利用促進室に定期的に報告し共有した。

令和2年度にK-ねっとの相談対応の基本的な考え方を下記の通り整理しており、本年度も引き続き、ホームページ上に示すとともに、相談者にも趣旨を伝えながら相談対応を行った。

【相談対応の基本的考え方】

①目的

➤ K-ねっとの相談事業は、どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が適切に成年後見制度等を利用できるよう、全国的な体制整備を後押しすることを目的としている。

②相談対応の基本的な考え方

➤ 相談者が、当該地域の行政や社会福祉協議会、専門職(団体)、当事者団体、家庭裁判所等の関係者と連携して課題を解決していくことができるよう、相談内容を聞き取って方針検討のポイントの整理を支援するとともに、他の自治体の取り組み等の参考情報を提供したり、必要に応じて相談先を紹介したりすることを基本的な姿勢としている。

➤ 都道府県が圏域の体制整備を進めるうえで参考にできるよう、相談者の了解を得たうえで、都道府県の成年後見制度利用促進主管課に相談内容や K-ねっからの回答内容を伝えることがある。

③個人情報の取扱い

➤ 相談受付実績は、統計的に処理し、相談者の所属や自治体名は公表しない。

➤ 個別事例に関しては、個人が特定されることのないよう、事例情報を匿名化して受付けている。

➤ 回答内容の検討や K-ねっとの相談事業の評価・改善のため、相談内容を厚生労働省及び本事業アドバイザー、企画・評価委員、専門相談員、K-ねっ事務局(全国社会福祉協議会地域福祉部)に限り共有している。

②アドバイザー・オブザーバーによる助言

専門的な知見を要する相談について、アドバイザー・オブザーバーの助言・情報提供を得ながら相談に対応した。

専門職団体や中核機関等と業務委託契約を結び、各団体よりアドバイザーの派遣を受けた。また、成年後見制度利用促進の体制整備や市町村長申立の実務に精通した自治体職員、社会福祉協議会職員、法律、医療の学識経験者をアドバイザーまたはオブザーバーとして委嘱した。

【アドバイザー(12名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
吉野 智	東京弁護士会 弁護士
山本 恭子	長野県弁護士会 弁護士
岩屋口 智栄	成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
隈本 武	成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	日本社会福祉士会 参事
谷川 ひとみ	福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー 運営委員長

荒谷 牧裕	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ グループリーダー
石垣 裕美	立川市保健医療部高齢政策課 在宅支援係長
十河 真子	香川県社会福祉協議会地域福祉部 部長
鈴木 裕美	山形市社会福祉協議会 山形市成年後見センターセンター長
大久保 麻未	せたな町保健福祉課 地域包括支援センター副所長
住田 敦子	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターセンター長

【オブザーバー(4名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
山野目 章夫	早稲田大学法学学術院 教授
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授 医師
水島 俊彦	日本司法支援センター(法テラス)本部 弁護士
田中 明美	奈良県福祉保険部次長 保健師

③専門相談員による相談対応

後見実務の経験があり、成年後見センターや自治体等での業務経験を持つ社会福祉士を専門相談員として配置し、専門的な知見を要する個別事例相談について、専門相談員が直接相談に対応した。

相談受付の体制については、専門相談員が在宅でスマートフォンから対応できる体制を確保した。

事務局で受付けた個別事例の相談について、3名の専門相談員が順番に対応し、相談内容や回答内容を相談管理システムに記録して共有した。専門相談員の間で対応内容について助言し合うほか、必要に応じて、アドバイザーにメールで助言・情報提供を依頼した。

隔週1回、厚生労働省成年後見制度利用促進室も含めて定期的な打ち合わせを行い、相談の聞き取りや回答方針の検討、記録の整備等について協議した。

【専門相談員(3名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
小林 有紀子	くすのき社会福祉士事務所
宮間 恵美子	みやま社会福祉士合同事務所
渡邊 一郎	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす

④定例会議の開催

アドバイザーによる定例会議を年6回開催し、相談実績を報告するとともに、今後の相談対応や相談を通じて見えた体制整備の課題等について協議した。適宜、オブザーバーの参加を得た。第1回並びに第6回定例会議においては、企画・評価委員を加え、本事業の企画・評価を行った。

定例会議には厚生労働省成年後見制度利用促進室、老健局高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推進課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、専門相談員がオブザーバーとして参加した。

【アドバイザー定例会議開催状況】

	期日
第1回	令和7年6月12日(木) 17:00～19:00
第2回	令和7年8月5日(火) 17:00～19:00
第3回	令和7年10月10日(金) 10:00～12:00
第4回	令和7年12月3日(水) 13:30～15:30
第5回	令和8年2月2日(月) 17:00～19:00
第6回	令和8年3月10日(火) 15:00～17:00

【企画・評価委員(6名)】 ※順不同・敬称略

氏名	所属・役職
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授
小島 幸子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 研修企画委員
永田 祐	同志社大学 教授 ◎委員長
花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会 副代表理事
水島 俊彦	日本司法支援センター(法テラス)本部 弁護士

⑤都道府県交流会を通じた取り組み例等の共有及び相談のFAQの更新

都道府県担当者や都道府県アドバイザーが市町村や中核機関からの問い合わせに対応するための参考として、厚生労働省が都道府県担当者及び都道府県アドバイザーを対象に年4回開催する都道府県交流会のうち2回の企画実施を担当した。都道府県や専門職団体からの報告と併せて、参加者間の情報共有・意見交換を行う時間を設けた。

また、昨年度までに取りまとめたFAQについて、厚生労働省と確認の上、更新してHPに掲載した。(詳細については、P.39～参考資料1 参照)

回・日時	内容
第2回 令和8年 9月10日 (水) 10:00～ 12:00	テーマ:「専門職の立場から、都道府県や市町村・中核機関との連携について」 報告者: ①日本弁護士連合会 東京弁護士連合会 吉野 智 氏 ②成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 隈本 武 氏 ③日本社会福祉士会 参事 星野 美子 氏 ブレイクアウトルーム協議題:「自治体と専門職との連携について」
第3回 令和8年 12月10日 (水) 10:00～ 12:00	テーマ:「都道府県による市町村支援について」 厚生労働省社会援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官 大口 達也 氏 実践報告「小規模市町村への支援について」 報告者: 長崎県福祉保健部長寿社会課地域包括ケア推進班 主任主事 藤井 優作 氏 長崎県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課 主事 松浦 三氣也 氏 ブレイクアウトルーム協議題: 前半「各都道府県における課題や取り組み状況の共有」 後半「今後の市町村支援について」

⑥各地域の相談窓口の周知

市区町村別の成年後見制度の相談窓口一覧(中核機関・権利擁護センター等、市区町村成年後見制度担当部署)を作成した。これをもとに、「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発一式(各種広報分)」の受託者である株式会社読売広告社を通じて、「成年後見はやわかり」サイトにて、各地域の相談窓口の検索機能が作成された。また、本会地域福祉部ホームページに一覧表を掲載した。

掲載 URL <https://www.zcwvc.net/member/#knet>

⑦ニュースレターの発行

市町村・中核機関、都道府県・都道府県社協、都道府県アドバイザーの参考となるニュースレターを3回発行し、成年後見制度の動向、研修会等の報告などを掲載し、情報発信を行った。ニュースレターはメールで配信するほか、「成年後見はやわかり」サイトへの掲載や都道府県交流会での紹介等を通じて周知を図った。

回	内容
第39号 令和7年 10月3日発行	1 成年後見制度利用促進室長よりごあいさつ 2 令和7年4月1日から後見事務報告書の書式が変更されました 3 認知症の人の意思決定支援ガイドラインが第2版へ改訂されました 4 令和7年度成年後見制度利用促進体制整備研修のご案内 5 K-ねっとのご紹介

第40号 令和8年 3月12日発行	1 成年後見制度の改正に向けた要綱案が承認・答申されました 2 市町村や中核機関と専門職の連携について
第41号 令和8年 3月31日発行	1 成年後見制度利用促進体制整備研修について 2 都道府県・市町村・中核機関の新任担当者の皆さまへ 3 都道府県・市町村・中核機関向けの「K-ねっと FAQ」を更新しました

⑧都道府県の機能強化を目的とした課題整理・取り組み推進のための方策等提案(都道府県機能強化推進事業)

権利擁護支援の体制整備に関する市町村への支援強化等に向けて、希望する都道府県に対して、アドバイザー等を派遣してヒアリング調査を実施し、課題等の整理や助言・ノウハウ伝達等の取り組み推進のための方策等の提案を行った。併せて、令和6年度に都道府県機能強化推進事業の対象であった4県に対して、オンラインによりフォローアップのヒアリングを行った。(詳細についてはP.21～参照)

【令和7年度実施都道府県(新規)】

都道府県	ヒアリング日程(対面)
千葉県	令和7年9月2日(火)
広島県	令和7年9月4日(木)
岐阜県	令和7年9月11日(木)
宮崎県	令和7年9月17日(水)

【令和6年度実施都道府県(フォローアップ)】

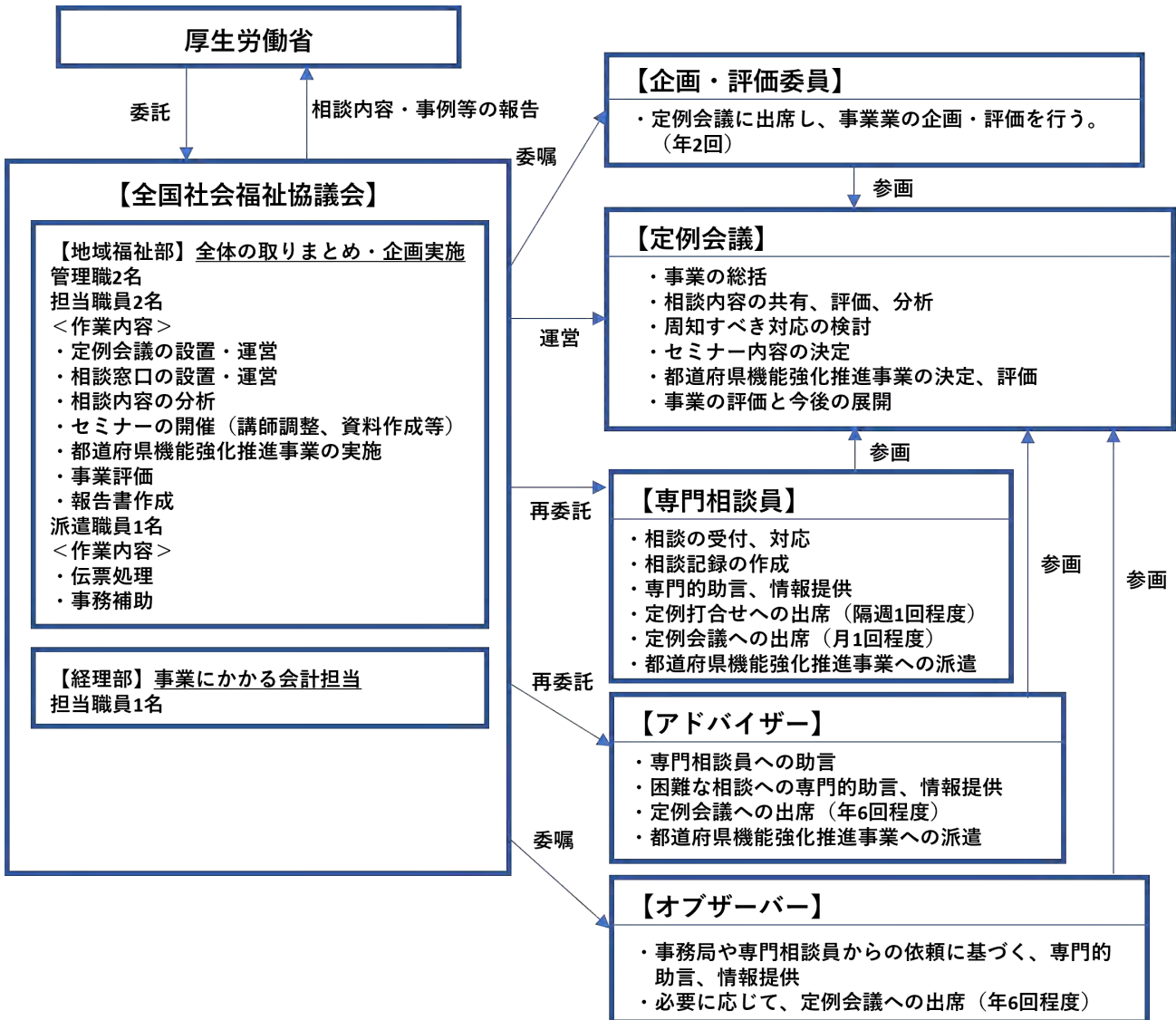
都道府県	ヒアリング日程(オンライン)
富山県	令和7年7月25日(金)
奈良県	令和7年8月6日(水)
島根県	令和7年10月16日(木)
沖縄県	令和7年8月15日(金)

(2)国民向けシンポジウム等による成年後見制度の周知・広報事業

国民向けに分かりやすく任意後見、補助・保佐類型を含む成年後見制度の周知を行うことにより、将来に向けて早い段階から検討が始められるように、一般市民を対象とした全国セミナーを開催した。(詳細についてはP.28～参照)

3. 事業体制の概要・実施状況

(1) 事業実施体制



Ⅱ K-ねっと相談事業

1. 相談の概要

(1) 相談の受付状況(2025.04.01～2026.02.28)

- ・ 令和7年4月1日から令和8年2月末までの相談件数は118件であった。月別の相談件数は図表1の通りで8月と10月が各16件と最も多かった。
- ・ 相談方法は電話による相談・問合せが74.6%で前年度(76.0%)よりやや減少した。メールで相談を受けた場合も、必要に応じ、電話による聞き取り確認をして回答した。

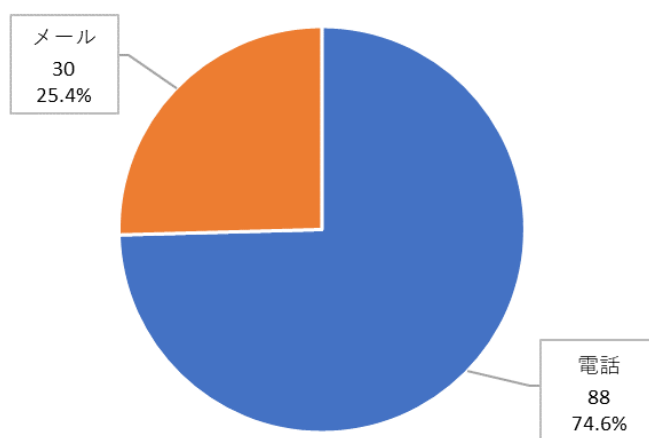
【図表 1 月別相談件数】

令和7年4月	11
5月	11
6月	13
7月	8
8月	16
9月	2
10月	16
11月	12
12月	8
令和7年1月	14
2月	7
計	118

参考:令和6年度実績 147件
令和5年度実績 176件
令和4年度実績 211件
令和3年度実績 174件
令和2年度実績 127件

※報告書作成のスケジュール上、2月末までの実績を集計。

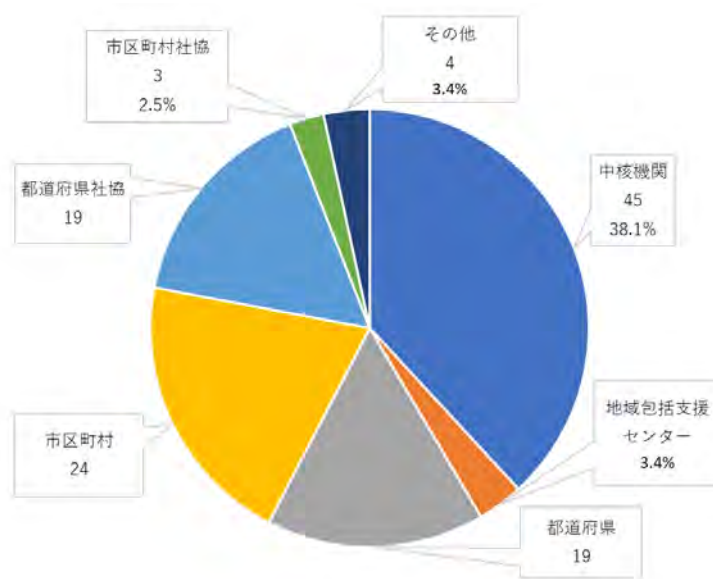
【図表 2 相談方法】



(2) 相談者の所属機関等

- ・ 中核機関からの相談・問合せが最も多く、38.1%を占めている(図表3)。前年度は市区町村からの相談が最も多く34.0%、中核機関からは21.0%であったが、中核機関の整備が進むにしたがって、中核機関からの相談が増えていることがうかがえる。
- ・ 中核機関からの相談(45件)の内訳は、行政直営が11件、社協委託が34件であった(図表4)。なお、中核機関以外の行政(高齢、障害の福祉を所管する部署等)からの相談は24件で、そのうち5件が中核機関未設置の市町村であった。
- ・ 都道府県、政令指定都市、市区町村別にみると、行政、社協いずれも「市」からの相談が最も多く寄せられた(図表4)。
- ・ 都道府県別にみると、36都道府県から相談が寄せられた(図表5)。昨年度は40都道府県まで相談が徐々に伸びてきていた(令和6年度と5年度40、令和3年度38、令和2年度36)が、都道府県専門アドバイザーの設置の推進によりK-ねっとへの相談が少なくなったことも一因として考えられる。(体制整備アドバイザー設置都道府県は令和5年度33か所→令和6年度35か所、権利擁護支援総合アドバイザーは令和5年度21か所→令和6年度25か所)

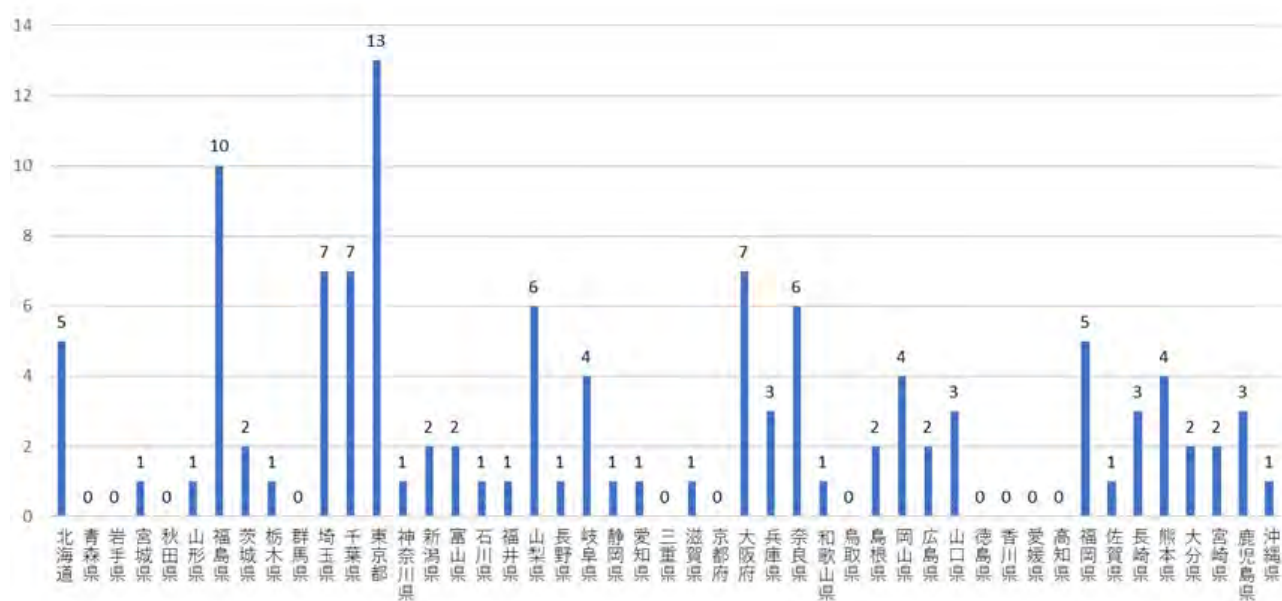
【図表 3 相談者の所属機関】



【図表 4 相談者の所属機関（内訳）】

		行政	社会福祉協 議会	地域包括支 援センター	その他	計
中核機関		11	34			45
内 訳	市	8	27			
	区	1	4			
	町	2	2			
	村		1			
	指定都市					
	その他					
都道府県		19	19			38
市区町村 (中核機関以外)		24	3	4		31
内 訳	市	21	3	1		
	区	1				
	町	1		3		
	村	1				
	指定都市					
その他					4	4
計		54	56	4	4	118

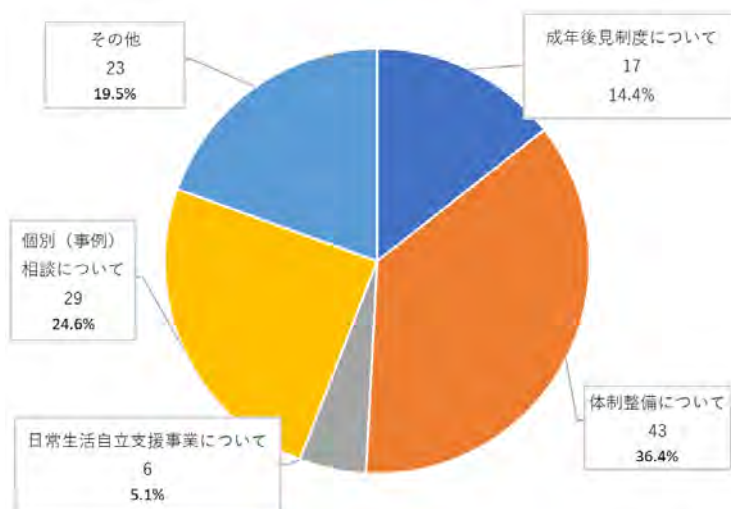
【図表 5 都道府県別相談件数】



(3) 相談内容

- ・ 相談内容を見ると、体制整備に関する相談・問合せが 43 件 (36.4%) と最も多く、次いで個別 (事例) に関する相談が 29 件 (24.6%) となった (図表 6)。
- ・ その他としては、中核機関の取り組み事例の提供、講師紹介などに関する相談があった。

【図表 6 相談内容】



- ・ 体制整備に関する相談としては、成年後見制度利用支援事業に関するものが最も多く 23.3% で、報酬助成に関する相談が多く見られた (図表 7)。次いで市民後見人に関する事、中核機関に関するものがそれぞれ 18.6% で、市民後見人については、フォローアップや、受任に向けた体制整備に関する相談が多かった (図表 7)。中核機関については、受任者調整や、チーム支援、モニタリングに関する先進自治体の情報提供依頼が見られ、機能強化が進みつつある状況がうかがえた。

【図表 7 体制整備に関する相談主旨】

相談主旨	件数 (%)
成年後見制度利用支援事業について	10 (23.3)
報酬助成について	7
他自治体との調整について	3
市民後見人に関する事	8 (18.6)
受任に向けた取り組みについて	7
その他	1
中核機関に関する事	8 (18.6)
協議会に関する事	3 (7.0)
受任者調整に関する事	3 (7.0)

都道府県の取組に関すること	5(11.6)
その他	6(14.0)
計	43(100.0)

- ・ 個別事例の相談では、「事例の情報の整理や支援の方向性に関すること」が 58.6%と最も多かった(図表8)。複合的な課題を抱える事例に対し、福祉関係機関等の支援者が成年後見制度の利用について中核機関に相談し、まだ本人の意向確認なども行われていない状況での相談も多く寄せられた。
- ・ 中核機関等の担当者が、受け付けたケースをどのようにアセスメントして支援の道筋を考えていけばよいか分からず、本人と初めて面談を行う前にアドバイスが欲しいといった相談も見られた。

【図表 8 個別(事例)に関する相談の傾向】

キーワード	件数(%)
事例の情報の整理や支援の方向性に関すること	17(58.6)
市町村長申立てに関すること	5(17.2)
申立て支援に関すること(非司行為・非弁行為についても含む)	3(10.3)
他自治体との調整に関すること	4(13.8)
報酬助成に関すること	5(17.2)
計	29(100.0)

※個別相談においては、1件の相談に複数のキーワードが含まれるため、合計値は相談件数と一致しない。

- ・ 日常生活自立支援事業に関しては、利用者の状況の変化に伴う対応に関する相談が多く寄せられた。成年後見制度の利用を検討するタイミングや、死後の事務に関する相談もみられた。

【図表 9 日常生活自立支援事業に関する相談主旨】

主旨	件数(%)
ケースの対応について	5(83.3)
その他	1(16.7)
計	6(100.0)

- ・ 情報提供の中の「その他」では、先進的に取り組んでいる自治体について教えてほしいといったものがみられた。
- ・ その他では、補助金の活用やニュースレターの内容に関する相談があった。

【図表 10 「その他」の相談主旨】

主旨		件数(%)
情報提供について		8(34.8)
	研修内容や講師について	4
	その他	4
法テラス・未成年後見等、ほかの窓口へつないだ相談		3(13.0)
その他		12(52.2)
計		23(100.0)

- ・ 相談者別に見ると、中核機関からの相談は、個別事例に関するものが 40.0%と最も多かった(図表 11)。昨年度までは体制整備の相談が多く寄せられていたが、具体的なケースへの対応が増加するなかで個別事例に関する相談が増加していることがうかがえる。都道府県体制整備アドバイザーの配置が進み、体制整備に関しては都道府県内で助言が得られるようになってきている可能性も考えられる。
- ・ 都道府県社協からの相談については、成年後見制度及び体制整備に関する相談 11 件のうち、8 件が都道府県アドバイザーを受託している都道府県社協であった。

【図表 11 相談者別の相談内容】

※表の下段は%

	成年後見 制度につ いて	体制整備 について	日常生活 自立支援 事業につ いて	個別(事 例)相談 について ンター	その他	計
中核機関	1 件 (2.2)	12 件 (26.7)	1 件 (2.2)	18 件 (40.0)	13 件 (28.9)	45 件 (100.0)
行政(市 区町村)	9 件 (21.4)	6 件 (25.0)	-	8 件 (33.3)	1 件 (4.2)	24 件 (100.0)
地域包括 支援セン ター	1 件 (25.0)	1 件 (25.0)	-	2 件 (50.0)	-	4 件 (100.0)
市区町村 社会福祉 協議会	-	1 件 (33.3)	-	-	2 件 (66.7)	3 件 (100.0)
都道府県	1 件 (5.3)	14 件 (73.7)	-	-	4 件 (21.1)	19 件 (100.0)
都道府県 社会福祉 協議会	2 件 (10.5)	9 件 (47.4)	5 件 (26.3)	-	3 件 (15.8)	19 件 (100.0)
その他	3 件 (75.0)	-	-	1 件 (25.0)	-	4 件 (100.0)
計	17 件 (14.4)	43 件 (36.4)	6 件 (5.1)	29 件 (24.6)	23 件 (19.5)	118 件 (100.0)

- ・ 中核機関のうち行政直営からの相談は 11 件であった。協議会や市民後見人養成研修など体制整備に関する相談が 54.5%と最も多くみられた。一方で、市町村社協が受託して運営している中核機関からの相談は 34 件で、個別事例に関する相談が 47.1%最も多く、体制整備に関する相談では、受任調整やチーム支援、モニタリングについての相談がみられた(図表 12)。

【図表 12 中核機関からの相談内訳】

※表の下段は%

	成年後見制度について	体制整備について	日常生活自立支援事業について	個別(事例)相談について	その他	計
行政(直営)	1 件 (9.0)	6 件 (54.5)	-	2 件 (18.2)	2 件 (18.2)	11 件 (100.0)
市町村社協	-	6 件 (17.6)	1 件 (2.9)	16 件 (47.1)	11 件 (32.4)	34 件 (100.0)
計	1 件 (2.2)	12 件 (26.7)	1 件 (2.2)	18 件 (40.0)	13 件 (28.9)	45 件 (100.0)

- ・ 中核機関以外の行政ならびに地域包括支援センターからの相談(計 28 件)のうち、中核機関設置済みの市町村は 23 件であった(図表 13)。相談内容としては、市町村申立ての事務や市町村申立てを検討している個別事例に関する相談が多くあった。当該市町村には中核機関が設置されているものの、市町村長申立て担当者のみで対応をしており、中核機関との連携がなされていない様子がうかがえるケースもあった。
- ・ 中核機関未設置の市町村からの相談は 5 件で、設置済み市町村と同様、市長申立てに関連した相談が多く、個別ケースの対応についての相談もみられた。

【図表 13 中核機関以外の行政及び地域包括支援センターからの相談内訳】

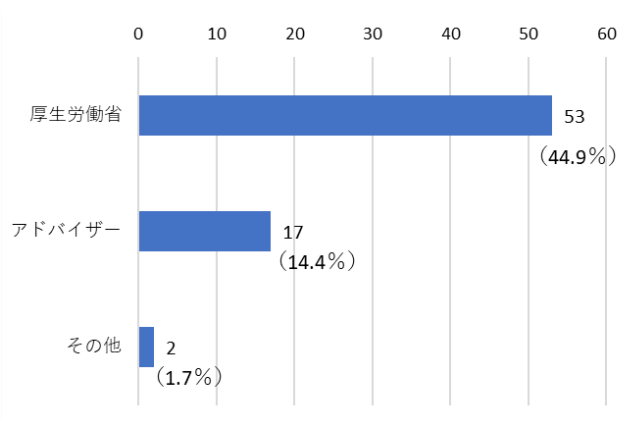
※表の下段は%

	成年後見制度について	体制整備について	日常生活自立支援事業について	個別(事例)相談について ンター	その他	計
中核機関設置済み	8 件 (34.8)	6 件 (26.1)	-	8 件 (34.8)	1 件 (4.3)	23 件 (100.0)
中核機関未設置	2 件 (40.0)	1 件 (20.0)	-	2 件 (40.0)	-	5 件 (100.0)
計	10 件 (35.7)	7 件 (25.0)	-	10 件 (35.7)	1 件 (3.6)	28 件 (100.0)

2. 相談対応と都道府県への共有

- ・ 体制整備に関する庁内外での連携や専門職との連携、個別のケースへの対応等について、アドバイザーや専門相談員から多くの情報提供を受けた。
- ・ アドバイザーを配置することで、様々な地域の体制整備の状況、専門職団体としての取り組み状況などの幅広い情報と、専門的知見や実践経験を踏まえた助言を得ることができた。
- ・ 専門相談による対応を行った案件は 29 件(24.6%)であった。専門相談員は、個別事例の相談に対し、ケースに対する助言だけではなく、相談者が各地域の専門職や家庭裁判所などの関係者と連携できるようになることを視野に入れた助言も行った。

【図表 14 相談対応にあたっての連携先】



※厚生労働省には、厚生労働省成年後見制度利用促進室より他省庁や他部局への確認を行ったものを含む。

※その他は、情報提供依頼を行った自治体、NPO 団体など。

※1つの相談に対し、複数カ所へ相談を行う場合もあるため、全体の相談件数(118 件)に対しての割合としている。

- 都道府県による市町村や中核機関への支援強化に向け、今年度は、K-ねっとに寄せられた相談について、都道府県ごとの一覧表を共有した(令和7年4月～10月末にあった相談)。
- 一覧表には以下の案件を掲載した。
 - ①市町村や中核機関(市町村社協等)からの相談
 - ②都道府県や都道府県社協、都道府県専門アドバイザーを通じた①の相談
(都道府県や都道府県社協からの、都道府県としての取り組みに関する相談は除く)
- 共有の際には、市町村名や機関・団体名は掲載せず、相談主旨のみを一覧化した。併せて、K-ねっとでは、成年後見制度や体制整備に関する相談に対して、成年後見制度利用促進体制整備研修の資料等を活用し回答をしていることから、はやわかりサイトやK-ねっとFAQ等の情報提供を行った。
- また、一覧表の活用例として以下のような取り組みが考えられることを伝えた。
 - 自治体や中核機関を対象とした研修や会議等でテーマとして取り上げる
 - 都道府県専門アドバイザー整備済みの場合には、一覧表を共有し、同じような困りごとがないか、市町村や中核機関への働きかけのきっかけとする
 - 協議会等で情報提供し、都道府県域の課題共有を図っていく
- 共有後、数か所の都道府県から、K-ねっとがどのように回答したか、今後の市町村からの同様の相談に対応するため教えてほしいといった問い合わせが寄せられた。

都道府県別相談件数表(令和7年4月1日～10月31日)

No.	都道府県名	件数	No.	都道府県名	件数
1	北海道	1	25	滋賀県	1
2	青森県	0	26	京都府	0
3	岩手県	0	27	大阪府	3
4	宮城県	0	28	兵庫県	2
5	秋田県	0	29	奈良県	2
6	山形県	0	30	和歌山県	1
7	福島県	4	31	鳥取県	0
8	茨城県	2	32	島根県	0
9	栃木県	1	33	岡山県	3
10	群馬県	0	34	広島県	2
11	埼玉県	6	35	山口県	1

12	千葉県	5	36	徳島県	0
13	東京都	7	37	香川県	0
14	神奈川県	1	38	愛媛県	0
15	新潟県	0	39	高知県	0
16	富山県	0	40	福岡県	1
17	石川県	1	41	佐賀県	0
18	福井県	1	42	長崎県	3
19	山梨県	5	43	熊本県	2
20	長野県	1	44	大分県	0
21	岐阜県	2	45	宮崎県	1
22	静岡県	0	46	鹿児島県	0
23	愛知県	1	47	沖縄県	1
24	三重県	0		合計	61

3. 定例会議で取り上げた相談例

(1) 中核機関の申立て支援について

- ・ 知的障害がある子の成年後見制度利用について、親による申立てを中核機関が支援する際、非弁・非司行為に抵触しない範囲はどこまでかといった相談が寄せられた。
- ・ 本ケースは、親のうち一人は認知能力の低下により難しく、もう一方は判断能力があるが、手の障害により書類の記入等ができないため、申立書の代筆を求めているという事案であり、障害者差別解消法における合理的配慮の範囲と考えて代筆するべきかどうかという観点も含めて定例会議で意見交換を行った。
- ・ アドバイザーからは、非弁・非司行為について親に説明し、法テラスの利用も含め、専門職に申立てを依頼することが適当ではないかとの意見があった。
- ・ また、申立て手続きの支援にとどまらず、子の制度利用に向けては、中核機関を中心としたケース会議等において、今後の支援方針に関する協議を行うことが必要であり、その中で、申立書の作成へのサポートに関しても、個別的な事情も配慮しながら検討していくこともできるのではないかといった意見もあった。
- ・ 機能障害のある方に対して、どのような支援が可能なのか非弁・非司行為の抵触や合理的配慮の範囲を合わせて検討していくことが必要ではないかといった意見もあった。

(2) 未成年後見制度に関する相談先について

- ・ 中核機関に未成年後見制度の利用に関する相談が入り、対応について相談が寄せられた。
- ・ 未成年後見制度に関する相談が中核機関に入ることも考えられるが、K-ねっとでは、未成年後見制度に関する相談に対応していない。制度に関することであれば法務省の所管となる。
- ・ 児童相談所や子ども家庭支援センター等との連携が重要と考えられるため、各地域においても協議を進めていくことが必要ではないかといった意見があった。

(3) 次の後見人候補者探しについて

- ・ 専門職後見人から、自身が高齢になって事務所をたたむため、家庭裁判所に辞任の届を出したのち、中核機関に後任者の受任調整について相談が寄せられたとのことで、当該中核機関よりK-ねつとに相談があった。
- ・ 新規の申立てケースと同様に、中核機関として相談を受け付け、後任者の受任調整に対応していくことは考えられる。また、すでにそういったケースの検討も実施している中核機関もみられる。
- ・ その際、中核機関としてかかわりのなかったケースであれば、前任の専門職と一緒に後任の候補者や支援内容等を検討していくことも重要である。
- ・ 単に後任者が見つければよいということではなく、本人を中心に、現在の後見人の役割の確認や、本人への説明をどのように実施していくのか、引継ぎ期間をどのように進めていくのかなど、チームで今後の支援を検討していくことが重要となる。
- ・ その際に、現状では、被後見人に関する情報を中核機関に開示することが個人情報保護の観点から難しいとの指摘もあった。今後、中核機関の位置づけや守秘義務が法令上明確になることで、受任調整に当たって必要な情報の共有がしやすくなることが考えられるが、現状においても、本人の理解を得て提供を受けるなど、中核機関が前任者と適切に調整を行うことが必要である。
- ・ また、成年後見制度利用後に、交代だけではなく、支援のあり方の見直しについて中核機関に相談が寄せられることも考えられる。
- ・ これらの相談が中核機関に寄せられたときに、対応を検討していく会議体として受任調整会議が考えられるが、受任調整会議のやり方は市町村によっても異なっており、考え方の整理といった検討が求められる。そのための体制づくりも重要である。

(4) 中核機関におけるモニタリングについて

- ・ 中核機関から、受任調整会議を開始したが、会議で話し合うなかで、受任後のモニタリングも必要ではないかと考え、モニタリングの取り組み事例を教えてほしいと相談があった。
- ・ 初めて後見業務を担う後見人等の場合には、定期的なモニタリングを行うこととしている市町村や、中核機関が関わったケースはすべて、定期的なモニタリングを行うとしている市町村もみられる。
- ・ モニタリングを効果的に行うためには、候補者との顔合わせや支援チームの顔合わせなど、受任調整の段階から中核機関がサポートをしていくことも重要となる。受任調整会議の中でモニタリングの時期を確認しておくことや、例えば家庭裁判所への定期報告の前などにチームで集まるように中核機関がサポートしていくことも考えられるのではないかといった意見があった。
- ・ 中核機関には、後見制度を利用している中で、成年後見人等の交代についての相談や、支援のあり方の見直しについての相談も寄せられてきている。中には、中核機関が申立て時に関わっていないケースもあり、そのような相談への対応ができる人員体制の確保や専門職との連携、相談対応フローの作成等に取り組んでいくことが考えられる。チームの形成支援だけではなく、チームの自立支援も視野に、必要に応じて継続的に中核機関が伴走していくことが考えられる。
- ・ モニタリングの具体的な内容については、日本社会福祉士会が実施した調査研究事業「中核機

関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」¹において、モニタリングに活用できるシート(項目案)として、本人の状況の変化、支援者による支援状況、申立時の課題解決状況、後見人の変化や権限の見直し等が示されている。

(5) 債務整理中の方に対する日常生活自立支援事業の利用について

- 都道府県社協より、関係機関から、債務整理中あるいは債務整理を予定している方について日常生活自立支援事業の利用を打診される機会が増えており、債務整理中あるいは債務整理を予定している方の利用可否や留意点について教えてほしいとの相談が寄せられた。
- アドバイザーからは、基本的に、収支が釣り合うかどうかわからない方については、契約前にできる支援が他にあると判断し、地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどへの相談、生活保護の申請、家計改善支援事業の利用、債務整理などにつながることが必要との意見があった。また、債務整理中、債務整理予定であっても、同時進行で日常生活自立支援事業の契約準備を進めることは考えられるが、債務整理を行う弁護士との連携も重要となる。
- 本人や関係者に、債務整理や浪費予防のために利用する事業ではないことを伝えることも重要である。負債を作る理由が浪費なのか、それとも本人の判断能力の低下なのかというところのアセスメントも重要である。負債を繰り返してしまう要因が判断能力の低下によるものだとすれば、成年後見制度の利用も視野に入れていくことが考えられる。
- アドバイザーからは、成年後見制度についても、浪費防止を目的に支援機関から相談が入ることもあり、日常生活自立支援事業とあわせて、正しい制度理解を広げることが重要であるといった意見もあった。
- 初回相談を受けてから山積した課題が明らかになるようなケースは、契約までに相当な時間を要する実態がある。しかし、契約前の支援については、利用料が発生しない。その中で、日常生活自立支援事業の専門員が債務整理に向けた調整すべてを行うことは難しく、関係機関との連携が重要となる。地域連携ネットワークを活用し、地域の専門職や法テラス等と連携するほか、貸付自粛制度²などの活用も考えられるとの助言があった。

¹ 「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」公益社団法人日本社会福祉士会 (P. 70【権利擁護支援チームの自治る支援機能】検討項目案)

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/documents/chukaku250602.pdf>

² 本人(または法定代理人等)が、日本貸金業協会、全国銀行個人信用情報センターのどちらかに借入れの自粛を要請することにより、カードローンといった金融機関からの借入れを5年間制限することができる制度

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/#c30821>

Ⅲ 都道府県機能強化推進事業

1. 事業の概要

(1) 目的

- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県の機能強化が示され、小規模市町村等の体制整備支援や担い手の育成・活躍支援、都道府県域での協議会の設置等の取り組みが実施されているところである。これを受けて、K-ねっとにも都道府県や都道府県社協からの体制整備等に関する相談が増加している傾向にある。
- ・ 本事業は、こうした状況を踏まえ、管内市町村の中核機関や権利擁護支援に関する体制整備、KPI に掲げる取り組みを促進するために、希望する都道府県に専門アドバイザー等を派遣して、意見交換、課題の整理や専門的助言を行い、都道府県の市町村支援機能を強化するものである。あわせて、他都道府県にも参考となるように、事業の報告をとりまとめ、共有を図ることとしている。
- ・ また、令和6年度にヒアリング・方策提案を実施した都道府県に対して、フォローアップとして、取り組み状況の進捗確認及び必要な助言等を行う。

(2) 実施体制

- ・ K-ねっとアドバイザー・専門相談員から、ヒアリングメンバーを選出した。定例会議で実施状況を報告するとともに、適宜助言を受けて実施した。

【ヒアリングメンバー（11名）】

氏名	所属・役職	備考
吉野 智	東京弁護士会	アドバイザー
山本 恭子	長野県弁護士会	アドバイザー
岩屋口 智栄	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事	〃
隈本 武	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長	〃
星野 美子	日本社会福祉士会 参事	〃
谷川 ひとみ	福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー	〃
十河 真子	香川県社会福祉協議会 地域福祉部長	〃
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長	〃
小林 有紀子	くすのき社会福祉士事務所	専門相談員
宮間 恵美子	みやま社会福祉士合同事務所	〃
渡邊 一郎	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす	〃

(3) 実施経過

【新規実施都道府県】

時期	流れ	内容
6月	公募開始	都道府県交流会で事業概要を説明し、公募を行った。
6月下旬 7月	実施都道府県の決定 実施都道府県説明会の開催	実施都道府県を選定し、事業の進め方等について説明会を開催した。
7月	事前の課題把握	権利擁護支援に関する取り組み・体制整備等の現状や課題認識について、実施都道府県よりヒアリングシートを提出いただいた。
8～9月	ヒアリングの実施 (原則1回)	ヒアリングシートをもとにより詳細な現状・課題を聞き取り、実施都道府県の担当者や都道府県アドバイザー等と意見交換を行った。
10月	取り組み推進のための課題整理及び方策等の提案	上記調査で把握した情報等に基づき、KPIに掲げる取り組み推進に向けた課題、当該課題解決のための具体的な方策等の提案内容を整理し、書面にまとめて実施都道府県へ提案した。
10～3月	報告シートの提出	実施都道府県において、市町村支援について検討または実施し、報告シートを提出いただいた。(予定)
3月	コメント作成	実施都道府県よりいただいた報告に対し、アドバイザーからのコメントを作成・送付した。(予定)
3月	報告書のとりまとめ	

【フォローアップ実施都道府県】

時期	流れ	内容
6月	予定や課題の把握	今年度の都道府県における権利擁護支援に関する取り組み予定・体制整備等の現状や課題認識について、報告シートを提出いただいた。
7月	ヒアリングの実施 (原則1回)	報告シートに基づき、オンラインでヒアリングを実施し、アドバイザー等より助言や情報提供を行った。
7月～1月	都道府県による市町村支援の実施、来年度に向けた検討	上記調査で把握した情報等を参考に、関係者とのネットワークづくりや市町村支援に取り組んでいただいた。

2月	各都道府県における市町村支援状況等の報告	上記の取り組みや進捗状況等について、報告シートを提出いただいた。(予定)
3月	報告書のとりまとめ	

2. 実施状況

(1) 実施都道府県

【新規実施都道府県】

- ・ 応募により、4 県を令和 7 年度実施都道府県として選定して事業を行った。
- ・ 事業への応募理由については、管内の市町村への働きかけをどのように行ったらよいか、都道府県としてどのような手順で取り組みを進めていけばよいかといったことが挙げられていた。
- ・ 令和 7 年 6 月時点の各県における体制整備状況は以下の通りである。

都道府県の基本情報	千葉県	岐阜県	広島県	宮崎県
1) 中核機関の整備 整備済市町村数/市町村数	26/54	40/42	16/23	26/26
2) 体制整備アドバイザーの配置	実施予定 (令和7年頃)	実施	実施	未定
3) 権利擁護支援総合アドバイザーの配置	実施予定 (令和7年頃)	未定	実施	未定
4) 市町村からの相談に対応する相談窓口の整備	未定	未定	実施	実施
5) 都道府県単位の協議会の設置	実施予定 (令和7年頃)	実施	実施	実施
6) 都道府県による受任者調整の場の設置	未定	未定	未定	未定
7) 担い手(市民後見人・法人後見実施団体)育成方針の策定	検討中	検討中	実施	実施
8) 都道府県による(地域連携ネットワーク構築の)取り組み方針の策定	未定	検討中	実施	未定
9) 市民後見人の養成研修	検討中	実施	検討中	実施
10) 法人後見実施団体の養成研修	検討中	実施	実施	実施
11) 市町村長申立てに関する研修の実施	実施	実施	実施	実施
12) 意思決定支援研修の実施	検討中	実施	実施	実施

【令和 7 年度フォローアップ実施都道府県】

- ・ 令和 6 年度実施都道府県について、オンラインにてヒアリングを実施した。

(2)ヒアリングの実施

- ・ヒアリング日程並びにメンバーは以下の通り。厚生労働省成年後見制度利用促進室からも参加した。

【令和7年度新規実施都道府県】

都道府県	日程	場所	ヒアリングメンバー *敬称略
千葉県	令和7年9月2日 13:00~16:00	千葉県社会福祉協議会 社会福祉センター	吉野、岩屋口、隈本、星野、住田、宮間、事務局
岐阜県	令和7年9月4日 13:00~16:00	岐阜県庁	山本、十河、小林、事務局
広島県	令和7年9月11日 13:00~16:00	広島県庁	山本、谷川、渡邊、事務局
宮崎県	令和7年9月17日 13:00~16:00	宮崎県庁	吉野、星野、住田、事務局

- ・ヒアリングにあたっては、各県より事前にヒアリングシートを提出してもらい、ヒアリングシートの内容をもとに、チーム会議やヒアリングメンバーによる打ち合わせを実施、必要な情報を検討して追加の情報提供を依頼した。
- ・ヒアリングでは、まずは都道府県担当者より、提出いただいたヒアリングシートをもとに、課題と感じていること、助言を得たいことについてお話しいただいた。その後、ヒアリングシートの内容について質疑を行ったほか、都道府県担当者からヒアリングメンバーへの質疑の時間もとった。やりとりのなかで、都道府県担当者が課題に感じていること、助言を得たいことを焦点化していき、意見交換を行った。

【令和7年度フォローアップ実施都道府県】

都道府県	日程	ヒアリングメンバー *敬称略
富山県	令和7年7月25日 10:00~12:00	岩屋口、谷川、宮間、事務局
奈良県	令和7年8月6日 10:00~12:00	星野、宮間、事務局
島根県	令和7年10月16日 13:30~15:30	岩屋口、住田、渡邊、事務局
沖縄県	令和7年8月15日 10:00~12:00	十河、小林、事務局

- ・フォローアップのヒアリングにあたっては、各県より事前に、昨年度の提案書を受けて、今年度の事業予定等報告シートを提出してもらった。
- ・ヒアリングでは、まずは都道府県担当者より、提出いただいた事業予定等報告シートをもとに、昨年度のヒアリングを受けての取り組み状況や今後の予定を確認するとともに、課題と感じていること、助言を得たいことについてお話しいただいた。
- ・その後、都道府県担当者とヒアリングメンバーの質疑の時間をとり、やりとりのなかで、都道府県

担当者が課題に感じていること、助言を得たいことを中心に意見交換を行った。

(3) 提案書と報告シート

- ・ヒアリング終了後、新規実施都道府県に対して提案書を作成した。作成にあたっては、ヒアリングメンバーに振り返りシートを提出いただき、事務局にてとりまとめた。
- ・提案書のとりまとめにあたっては、現在実施できている内容の再確認及び、当該都道府県の強みと思われる点等を確認するとともに、現時点の課題を整理したうえで、今後の展開について提案を行った。
- ・新規実施都道府県より、提案書を受けて報告シートを提出いただいた。報告シートを確認し、ヒアリングメンバーより一言ずつコメントを作成し、フィードバックを行った。
- ・フォローアップ実施都道府県からも報告シートを提出いただいた。

① 提案書

(提案書の構成)

1. 現在実施していること、強み、継続したほうがよいこと
 2. 今後の取り組みについて課題と提案
 3. 取り組みのステップ
 - ・短期的(概ね半年以内)に実施できること
 - ・中長期を見据えて検討・実施すること
- ・主な「今後の取り組みについて課題と提案」の柱は以下の通り。
1. 中核機関の整備について
 2. 都道府県専門アドバイザーについて
 3. 専門職との連携について
 4. 市民後見人の養成・活躍支援について
 5. 庁内連携について
- ※都道府県機能強化推進事業を通じて把握した課題やそれらに対して行った提案内容については、相談窓口事業で把握した課題等と重なる部分が多いため、「VI K-ねっと事業を通じて把握した、成年後見制度の利用促進や体制整備に関する課題」において一体的に記載した。

② 報告シート

(報告シートの構成)

1. ヒアリングや提案書を受けて検討、実施したこと。今後の取り組み予定について
 2. 1の実施を踏まえ、今後の課題と感じていること
 3. 本事業を受けての所感等
- ・報告シートから、以下のような取り組みを進められたことが分かった。
- 庁内関係部署との情報共有・意見交換を行った

- 市町村に対してアンケート調査を実施した
- 協議会設置に向けた準備会を開催した
- 家庭裁判所と市民後見人の受任に向けた意見交換を行った
- 県内の法人後見実施団体へアンケート行い、協議会で取組方針について検討を進めた
- 中核機関未設置の市町村へ、都道府県社協とヒアリングを行った
- 都道府県専門アドバイザーの派遣事業に県の担当者も同席した
- 協議会にて、提案書の内容を議題とし、課題共有と意見交換を行った
- 都道府県における市民後見人養成研修について、あり方の点検や具体的な取組に向けた検討を進めた
- 圏域別の市町村の情報交換会や、圏域別の協議会を開催し、課題共有や意見交換を行った

(4) 都道府県機能強化推進事業の評価

- ・新規実施都道府県はいずれも、中核機関が未設置の市町村と、中核機関の機能強化を進めていく市町村の支援に向けた悩みを持っていた。あわせて、担い手育成方針の策定、市民後見人や法人後見実施団体の養成といった、都道府県が実施していく取り組みについて、担当者のみで対応を検討している様子が見えがえた。人手不足の中で、どのように連携ネットワークを広げていくことができるか、他の都道府県の取り組みはどのようなになっているのかなど多くの質問があり、ヒアリングメンバーから、取り組みの事例や専門職との連携についても具体的に助言を行った。対面で実施したこともあり、休憩時間や終了後にも質問がでるなど、ヒアリングの機会を積極的に活用していただいた。
- ・ヒアリング時や提案書において、KPI の達成に向けた取り組みにあたって、まずは庁内関連部署や家庭裁判所、都道府県アドバイザー、市町村等との意見のすり合わせや課題共有の大切さについて伝えた。これを受けて、新規実施都道府県において、ヒアリング後、令和 7 年度内に庁内関連部署との協議の場を設けたところや、中核機関未設置の市町村へヒアリングを行ったところ、家庭裁判所と市民後見人の選任に向けた意見交換を行ったところがあった。
- ・その他、次年度のアドバイザー派遣事業に向け、委託先である都道府県社協と現状の振り返りや今後の活用に向けた協議を行うなど、来年度以降を視野に取組を進めているところもみられた。

【フォローアップ実施都道府県(4 都道府県)の KPI 達成状況の変化】

	R5	R6	R7
◎の数	9	11	16
○の数	1	6	3
空欄の数	14	7	5

※KPI 達成状況は、以下の 6 項目(「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」参照)

- ①担い手の育成方針の策定
- ②市民後見人養成研修の実施
- ③法人後見実施団体の養成研修の実施

④市町村長申立てに関する研修の実施

⑤協議会設置

⑥意思決定支援研修の実施

※◎当該年 4 月 1 日時点で策定済み・実施済み・設置済み

※○当該年 4 月 1 日時点で策定予定あり・実施予定あり

※空欄は、当該年 4 月 1 日時点で検討中・策定予定なし・実施予定なし・設置予定なし

- ・フォローアップ実施都道府県について、KPI の達成状況を比較してみたところ、最初のヒアリングを行った令和 6 年度から大きく状況が進んだことが分かる。昨年度の提案書をうけ、今年度の取り組みに役立てていることがうかがえる。
- ・一方で、予算確保を考えると、本事業実施翌年度すぐに大きな取り組みを行うことは難しいことや、担当者の異動もあり、長期的な視野を持ちつつ継続的に取り組んでいく意識醸成や体制づくりが重要であることがわかった。K-ねっととして単年度ではなく継続的に関わることも重要であることがうかがえる。
- ・新規・フォローアップともに、本事業を実施したことで、事務局との顔の見える関係ができたことから、県に寄せられた相談について気軽に K-ねっとに相談していただく関係づくりにもつながった。K-ねっとから情報提供を丁寧に行ったことで、今後同じような相談があった場合の対応も含めて整理ができるといった都道府県からの感想もあった。
- ・都道府県や都道府県専門アドバイザーと K-ねっとが連携することで、全国的な取り組みについて情報提供できることとあわせ、都道府県が抱える課題を K-ねっとが把握する機会となっている。共通して考えられる課題については、都道府県交流会やニュースレターのテーマとして取り上げることにもつながり、今年度の都道府県交流会は「専門職との連携」と「都道府県による市町村支援」をテーマに実践報告や意見交換を行った。
- ・都道府県の担当者が相談する先として、都道府県専門アドバイザーや協議会委員が考えられるが、設置が進んでいない都道府県や異動したばかりで関係性の構築に悩んでいる都道府県もあり、全国的な情報提供をしつつ、個別事案の相談への助言も行うことのできる K-ねっと事業が都道府県をバックアップしていくことは有効と考えられる。

IV 広報事業(全国セミナー)の開催

1. 開催状況

(1)概要

- ・ 日程
令和8年3月12日(木)12:55～16:30
- ・ 目的
広く一般市民を対象とし、一人ひとりが最後まで自分らしく生きるための備えができるよう、必要とする人が適切に任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度を利用できるようにわかりやすく制度について学ぶ。
- ・ 開催方法
Zoom ミーティングによるライブ配信+YouTube でのライブ配信
- ・ 参加定員
1,500 名
- ・ 参加対象
成年後見制度に関心のある方
- ・ 申込者数
862 名(zoom 446 名、YouTube 416 名)
- ・ 参加者(アカウント)数
652 名(zoom 378 名、YouTube 274 名)
※1台の PC 等で複数名が視聴する場合があるため、申込者数と異なっている。

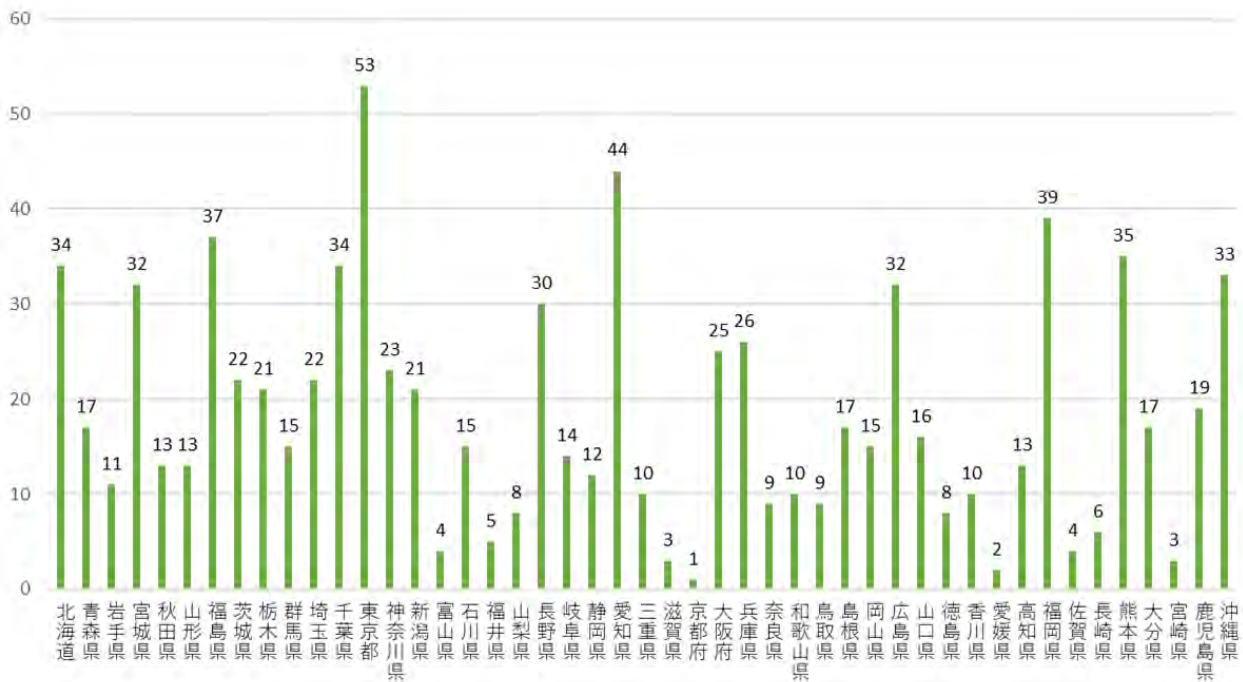
【プログラム】

時間	プログラム
12:30～	入室開始
12:55～13:00	オリエンテーション
13:00～13:05 (5分)	【挨拶】 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
13:05～13:30 (25分)	【導入講義】成年後見制度のレシピ NPO 法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏
13:30～14:30 (60分)	【講義①】法定後見制度の基礎知識 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏

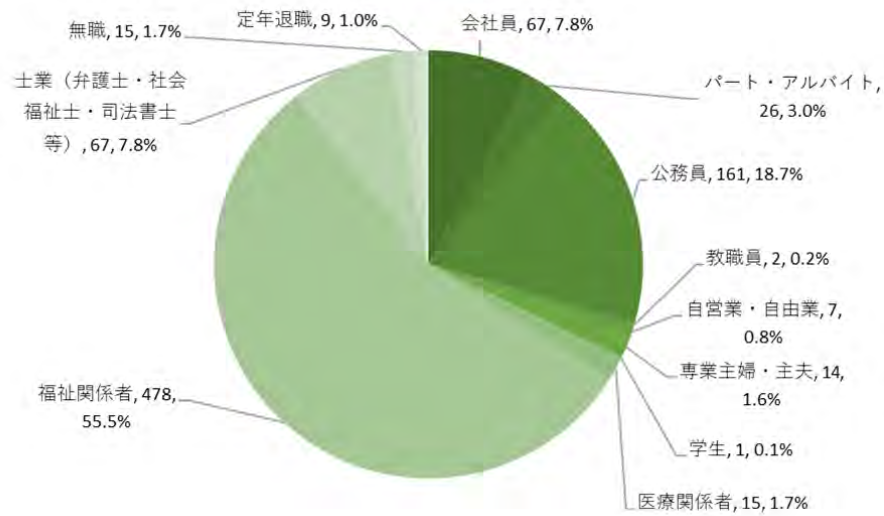
14:30~14:40 (10分)	休憩
14:40~15:40 (60分)	【講義②】任意後見制度の基礎知識 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
15:40~16:30 (50分)	ディスカッションとまとめ コーディネーター NPO 法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏 コメンテーター 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
16:40	閉会

(2) 申込状況

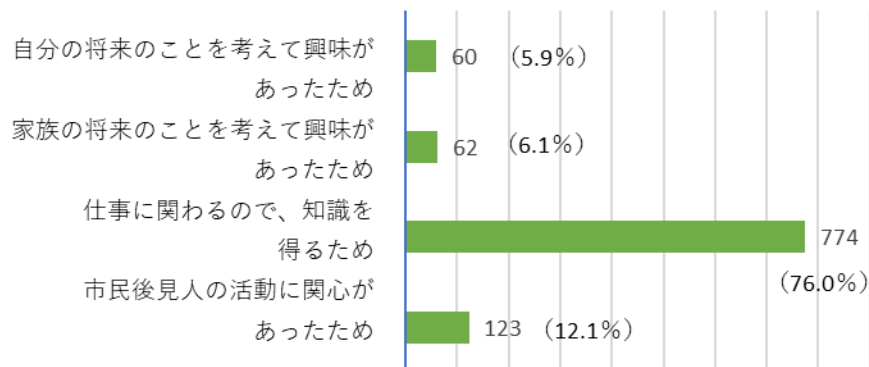
① 都道府県別申込者数



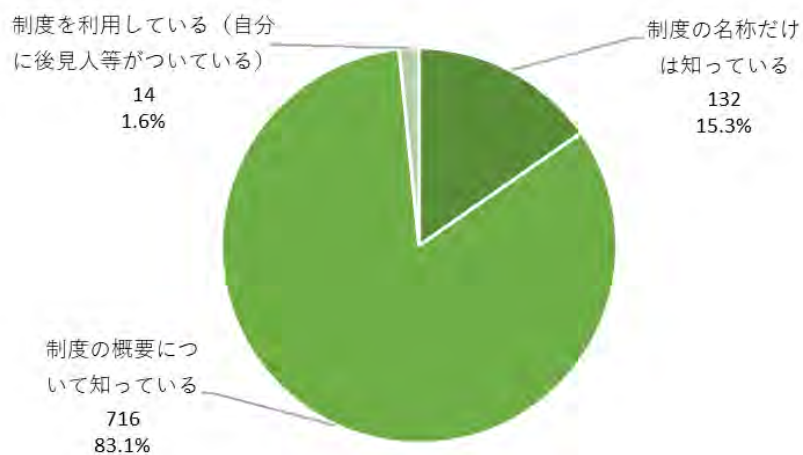
② 対象区分別申込者数



③ セミナー受講のきっかけ(複数回答)



④ 成年後見制度の知識について

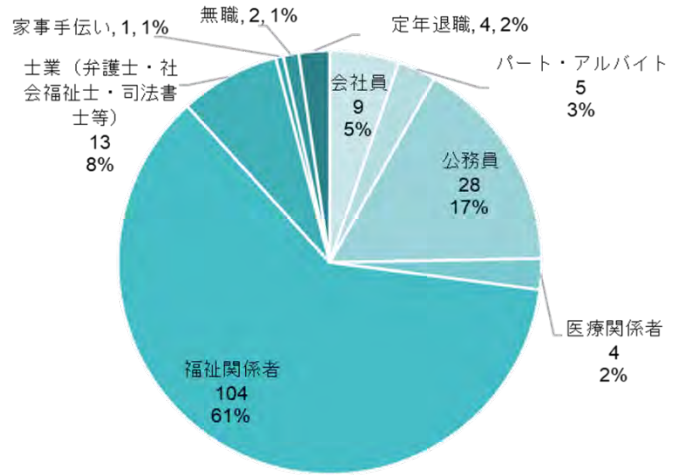


2. 広報事業(全国セミナー)の評価

(1)参加者アンケート結果

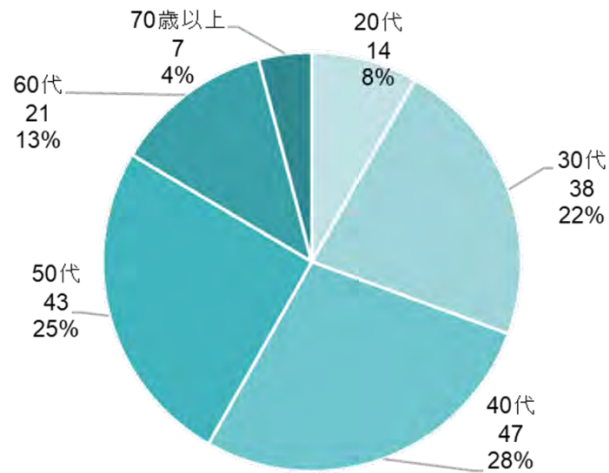
①職業について

職業	人数
会社員	9人
パート・アルバイト	5人
公務員	28人
医療関係者	4人
福祉関係者	104人
士業 (弁護士・社会福祉士・司法書士等)	13人
無職	2人
定年退職	4人
合計	170人



②年齢について

年代	人数
20代未満	0人
20代	14人
30代	38人
40代	47人
50代	43人
60代	21人
70歳以上	7人
合計	170人



③現在の成年後見制度の利用について(2つまで回答)

現在、自分が成年後見制度を利用している(後見人などの支援を受けている)	1人
現在、家族が成年後見制度を利用している	0人
現在、自分や家族は、成年後見制度を利用していない	169人
合計	170人

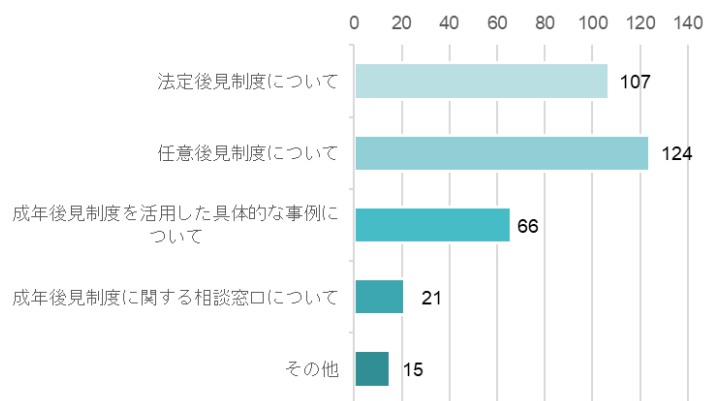
④成年後見人等を受任している場合(2つまで回答)

個人として、成年後見人・保佐人・補助人いずれかを受任している	9人
法人等として、成年後見人・保佐人・補助人いずれかを受任しており、担当者となっている	20人
任意後見人として契約している(発効前)*法人の場合は担当者となっている	3人
任意後見人を受任している(発効後)*法人の場合は担当者となっている	0人
合 計	32人

⑤本セミナーへの参加にあたって特に学びたいと考えていたこと(2つまで回答)

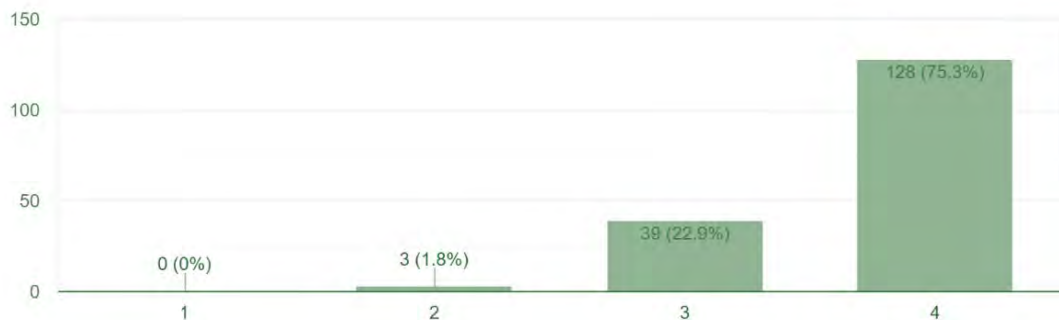
法定後見制度について	107人
任意後見制度について	124人
成年後見制度を活用した具体的な事例について	66人
成年後見制度に関する相談窓口について	21人
その他	15人
合 計	333人

1つのみ選択者	31人
2つ以上選択者	139人
選択していない	0人
合 計	170人



⑥セミナー全般を通しての満足度について

170件の回答



* 1「不満足」～4「非常に満足」の4段階で回答いただいた。

(2) 成果と課題

参加者アンケートの結果を基に定例会議の意見を踏まえ、全国セミナーの成果と次年度に向けた課題について以下の通り整理した。

① 成果

- ・ 今年度は、昨年度好評であったため、広く成年後見制度に関心のある人を対象とした成年後見制度の基礎を学ぶ形にて実施した。福祉関係者以外の申し込みも多く、引き続き制度への関心の高さがうかがえた。また、「参加にあたって学びたかったことが達成された・理解できたとする回答(4段階評価の3・4)が9割以上となった。
- ・ zoom ミーティング配信と YouTube ライブ配信を行ったことで、申込希望者を多く受け入れることができた。
- ・ 導入講義がその後の講義とディスカッションにつながる入口となったことで、より分かりやすく理解できたといった声が多かった。昨年度同様に、申込時のアンケートで寄せられた質問から、ディスカッションのテーマを設定して解説を行ったことにより、聞きたかったことを聞くことができたとの声も多くみられた。
- ・ 今年度の質問で最も多かったのは、成年後見制度の法改正についてのものであった。導入講義から触れつつ、各講義の中でも方向性について講師から伝え、ディスカッションにおいて丁寧な解説を行ったことで理解が深まったといった感想が多く寄せられた。

② 次年度に向けた課題

- ・ 制度について基礎的な部分を学ぶことができたが、今後さらに実際の事例が知りたいといった声が多くみられた。
- ・ 民法改正については、もっと詳しく学びたい、定期的にこういったセミナーを実施してほしいという声、特に多くみられた。改正後の制度周知に向けては、本セミナーだけではなく、国の研修や広報等もとらえ、情報提供していくことが重要と考えられる。
- ・ 申込状況から、制度改正も含め、成年後見制度への関心が高まっていることがうかがえ、今後はさらに具体的な制度の活用例を含めて情報提供するように工夫したい。
- ・ また、意思決定支援についてもっと知りたいという声も多く、成年後見制度との関連が深いことから、今後、セミナーにおいてテーマとして取り上げることも考えられる。
- ・ 内容に対して時間がタイトで、理解が追いつかなかったといった声も多く、時間配分の見直しや研修の配信方法等を検討したい。

V K-ねっと事業を通して把握した、成年後見制度の利用促進や体制整備に関する課題

(1) 中核機関の整備の推進

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、中核機関の整備は68.2%(令和6年4月1日時点)と進んでいるが、人口の少ない町村部での整備が課題となっている。
- ・ 都道府県機能強化推進事業のヒアリングにおいても、未整備の市町村に必要性を理解してもらうことが難しい、どのようなアプローチが有効か、都道府県がどのようにバックアップできるのかといった戸惑いの声が上がっている。
- ・ 中核機関未整備の市町村については、地域性や成年後見制度の利用状況など、それぞれの地域の状況を踏まえた検討が不可欠であり、アンケートや個別訪問を通じた丁寧な状況把握が求められる。都道府県においては、国の「成年後見制度利用促進施策に係る取り組み状況調査」の結果も参照しながら、個々の実態把握を行って働きかけていくことが必要である。
- ・ 中核機関の整備に向けては、まずは市町村の担当者に必要性を認識してもらうことが重要であり、そのための方法として、成年後見制度の利用ニーズ調査の実施を促したり、担当者が支援に困っている事例を検討することを切り口として体制整備のメリットを感じてもらおうことなどが考えられる。
- ・ 小規模市町村においては、広域的な取組も視野に検討していくことが考えられる。市町村が単独ですべてを実施することが難しい地域実情もあるため、中核機関の広域設置だけにとらわれず、協議会や受任調整、研修やセミナー等の広域実施について、地域の状況に応じて検討していくことも有効と考えられる。
- ・ 先行事例の情報提供として、厚生労働省のHP³や「成年後見制度利用促進ポータルサイト(通称:成年後見はやわかりサイト)」⁴の自治体事例検索⁴の活用も有効である。

(2) 中核機関の機能強化

- ・ 中核機関の整備においては、まずは「広報啓発」「相談窓口」の機能を先行させた地域が多く、第二期計画では、それらの体制を整備した地域では、受任者調整等によるチーム形成支援等、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくことが示されている。
- ・ K-ねっとにも、受任調整会議をどのように設置したらよいか、モニタリングやチーム支援について、ほかの自治体がどのように体制づくりを行ったのか話を伺いたいといった中核機関の機能強化に向けた相談が寄せられた。
- ・ 都道府県機能強化推進事業のヒアリングでも、中核機関を整備した後の機能強化に関する課題が浮かび上がった。これまで、まずは中核機関を整備することを目標に都道府県や市町村が施策を進めてきたが、各中核機関が期待される機能を備え、十分に発揮できているかという観点からの検討も今後重要である。
- ・ 今後、社会福祉法の改正により、中核機関の法的根拠や役割が明確となることが見込まれる。

³ 厚生労働省 成年後見制度利用促進

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

⁴ 成年後見制度はやわかりサイト <https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

特に中核機関を委託している市町村においては、主体的な中核機関への関わりも重要となる。中核機関を設置して委託先に任せてしまうのではなく、それぞれの市町村が地域連携ネットワークをどのように形成していくことができるのか、どのような権利擁護支策を展開していくのか、協議会等を通じて検討することが必要となる。

- ・ K-ねっとの相談においても、中核機関を社協等に委託している市町村から、市町村長申立てとして行政の担当者が受け付けたケースについて、課題の整理や、今後の検討の流れについて相談が寄せられたが、中核機関と連携していない状況が多くみられた。中核機関と市町村の申立て担当部署が連携し、適切な権利擁護支援へつなぐことが重要である。
- ・ 第二期計画にある通り、中核機関には、関係者と連携して権利擁護支援を適切に実施するためのコーディネイト機能の発揮がより一層求められる。成年後見制度の利用がゴールではなく、本人を支えるチームの形成支援や自立支援を行っていくことで、今後改正される成年後見制度への対応にもつながると考えられる。

(3) 中核機関と関係機関、専門職等との連携

- ・ 中核機関への相談が増加するなか、中核機関が権利擁護に関するあらゆる相談に対応しなければならないのか、どこまで対応すべきなのかという悩みや、関係機関からとの連携が不十分なまま、個別ケースの対応を委ねられており、どう判断していいかわからないといった相談も K-ねっとに寄せられている。
- ・ 中核機関が地域の権利擁護に関するあらゆる相談に直接対応するのではなく、二次相談窓口として関係機関や専門職等との連携と役割分担が必要であり、さらに都道府県担当者、都道府県専門アドバイザーのバックアップを受ける体制を整えることが重要である。
- ・ 中核機関は個別ケースに対応するだけではなく、地域連携ネットワークを構築し、充実を図っていく役割も担うという点が重要である。地域連携ネットワークの関係者のサポートによって、中核機関自体も成り立つものであり、こうした考え方を一次相談窓口を含めた関係者と共有することが重要である。
- ・ 今後、成年後見制度の改正及びこれに伴う社会福祉法改正に向けた議論のなかで、中核機関の法定化や業務の明確化が検討されている。国においては、これを機に、第三期成年後見制度利用促進基本計画策定の議論や中核機関の運営マニュアル等の策定において、中核機関の役割を改めて整理し、周知を図ることが求められる。また、これを踏まえて、各都道府県・市町村や中核機関においては、具体的な業務の進め方や家庭裁判所及び関係機関との連携等について協議会等において検討を行うことが必要となる。

(4) 市民後見人の養成やフォローアップに関する役割分担について

- ・ 市民後見人養成研修について、市町村が単独で実施していくことが困難等の事情から、複数市町村や都道府県域での養成研修の実施に向けた相談が寄せられた。
- ・ 都道府県機能強化推進事業においても、市民後見人の養成・活躍支援にかかる市町村と都道府県の連携や役割分担が課題として表出している。
- ・ 都道府県域で市民後見人を養成しても、その後のフォローアップについて実際の活動の場と

なる市町村と十分な調整が行われていないと、市民後見人としての選任や生活支援員等としての活動も含めた活躍支援が難しくなってしまうという課題が生じている。

- ・ これに対しては、市町村同士で、自分たちの地域で活躍いただく「市民後見人像」を協議会などの場で共有しながら、養成研修の内容だけではなくフォローアップも含め協議していくことが重要となる。
- ・ 第二期計画にある通り、都道府県域の協議会の場も活用し、管内の市町村と十分協議を重ねていくことが重要である。市町村と都道府県がチームとなって、市民後見人養成やフォローアップに取り組んでいく体制を構築していくことが求められる。
- ・ また、市民後見人の受任を進めていくためには、家庭裁判所との連携も重要である。市民後見人の受任イメージを共有し、各市町村の体制整備につなげていくことが有効である。併せて、研修受講者への活動意向確認や、バックアップ体制の整備についても家庭裁判所と情報共有しながらともに進めていくことが重要である。
- ・ K-ねっとへの相談では、市民後見人の養成や活躍支援について、市町村や都道府県の担当者のみで検討を進めており、関係者との協議に進むまでに時間を要しているケースも見られた。担当者だけでなく、都道府県専門アドバイザーや専門職の助言を得ながら進めていくことが考えられる。

(5) 複数の市町村が関わる際の報酬助成の考え方について

- ・ 複数の市町村が関わる際の市長申立てに関する整理は示された⁵が、報酬助成についてはどのように考えたらいいのかといった相談が引き続き寄せられている。
- ・ 申立てを行った市町村が報酬助成も行わなければならないという考え方から、「相手の市町村が報酬助成を今後してくれるなら自分の市町村で申立てを検討する」といった相談もあった。市町村同士では解決できない事案について相談を受けた都道府県からも相談が寄せられている。検討にあたって必要な情報や視点等についてK-ねっとで助言しているが、本人の意思や制度の必要性の確認が不十分と思われるケースもみられた。
- ・ その他、今年度は、個別のケースについて、報酬助成の対象と考えてよいかどうかといった相談も寄せられた。本人の収支状況の判断基準、後見人が専門職か否かによって、報酬額を変えたほうが良いかといった相談があり、各市町村の要綱のばらつきや、統一的な判断材料がないことによるものと考えられる。
- ・ また、死後事務を行った際に、通常の報酬以上に付加報酬分が加算されている場合の考え方について相談があった。現状、多くの市町村が月額で上限額を設定しており、付加報酬分があったとしても、上限額を超えて対応している市町村はほとんど見られない。「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成28年10月13日施行)により死後事務が後見人の職務範囲に含まれたものの、多くの市町村の要綱がそれ以前の基準で作成されたままであり、実務上のニーズと助成範囲に乖離が生じているため、上記のような課題が顕在化しており、今後検討が必要と思われる。

⁵ 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(障障発 1126 第 1 号 障精発 1126 第 1 号 老認発 1126 第 2 号 令和 3 年 11 月 26 日付)

- 令和 6 年度に実施された「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」(老人保健健康増進等事業)⁶報告書においても、「利用支援事業全体の課題としては、要綱の標準化や予算確保に関する課題が挙げられた」とされ、具体的には、市町村ごとに利用支援事業の対象要件や報酬助成額にばらつきが生じていることなどが挙げられている。報酬助成の振込口座の考え方や、被後見人等の死亡後の報酬助成についても課題として指摘し、国による要綱の標準化を提言している。実態を踏まえた今後の取り組みについて引き続き注視していくことが必要である。

(6)日常生活自立支援事業について

- 日常生活自立支援事業については、利用者が亡くなった後の通帳等の保管物の引き取り者がいない場合の対応について引き続き相談があった。都道府県社協によっては、引き取り者がいない場合に相続財産清算人の申立てを行っているところもみられた。
- そのほか、利用者が刑務所に入った場合の対応や、債務整理が必要な方の利用に関する相談があった。同事業において、さまざまな複合的な課題を抱えるケースに対応していることがうかがえるもので、いずれも個別ケースの内容に応じた検討が必要である。また、日常生活自立支援事業のみで対応するのではなく、本人の意思決定支援を丁寧に行いながら、様々な関係機関と連携し対応することが重要である。
- 債務整理や更なる借金の防止にかかる日常生活自立支援事業の利用について定例会議で意見交換を行った際には、成年後見制度についても死後事務のために利用するといった実態があることから、いずれについても事業や制度の理解の促進が必要といった意見もあった。
- 第二期計画では、総合的な権利擁護支援策の一層の充実があげられており、成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実が重要である。その一つとして日常生活自立支援事業があるが、同事業以外の仕組みが整っていないことから、成年後見制度以外であれば日常生活自立支援事業を選択するといったケースもみられる。
- 日常生活自立支援事業においては、全国的に待機者が発生しており、社協においても担い手不足や財源不足の課題も聞かれる。
- また、精神障害者の利用や頼れる身寄りのいない人の増加等により、利用者が抱える生活課題が制度開始当初よりも複雑化、複数化していく中で、実施主体である都道府県社協のみでは判断が難しいケースも見られるが、「社協の事業は社協内で解決しなければならない」という発想から、都道府県や都道府県専門アドバイザーに相談ができず、K-ねっとを活用しているケースもある。中核機関は、成年後見制度のみを対象としているのではなく、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割を持っており、日常生活自立支援事業に関しても、その効果的な実施のため、中核機関や都道府県専門アドバイザーとの連携強化が重要と考えられる。
- 今後、社会福祉法改正により新たな第二種社会福祉事業の創設が予定されていることから、日常生活自立支援事業の現状の課題を整理し、より一層支援の充実につながるように検討

⁶ 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業（令和 7 年 3 月株式会社野村総合研究所 <https://www.nri.com/jp/knowledge/report/files/000045263.pdf>）

を進める必要がある。同時に、地域における権利擁護支援策についても検討を進める必要がある。

(7) 都道府県専門アドバイザーについて

- ・ 令和6年度成年後見利用促進施策に係る取り組み状況調査によると、権利擁護支援総合アドバイザーについては、「配置している」が25か所(53.2%)、「配置に向けて検討している」が4か所、「配置していない(検討中を除く)」が18か所となっている。また、体制整備アドバイザーについては、「配置している」が35か所(74.5%)、「配置に向けて検討している」が0か所、「配置していない(検討中を除く)」が12か所となっている。
- ・ K-ねっとへの相談や、都道府県機能強化推進事業のヒアリングを通じて、都道府県専門アドバイザー(以下アドバイザーと略)の設置が進まず、設置していてもうまく活用されない実態がうかがえた。また、都道府県担当者とアドバイザーとの連携がうまくとれていないといった状況もみられた。
- ・ アドバイザーの活用が進みにくい背景としては、都道府県が市町村側から相談を受けたり、市町村が都道府県へ相談をする慣例がないという指摘もある。
- ・ これに対しては、担当アドバイザーを固定化するなど、都道府県担当者や市町村担当者とのアドバイザーの顔の見える関係を構築することや、アドバイザーを活用した市町村から、その効果等を他の市町村に共有することなども有効である。
- ・ また、アドバイザー事業の目的については、「中核機関の整備」にとどまらず、受任調整や後見人支援といった「中核機関のコーディネート機能の強化」および「地域連携ネットワークの充実」を主眼におくことが重要である。アドバイザーの役割としては、体制整備への助言に加え、市町村長申立てや日常生活自立支援事業、困難事例への助言、市町村や市町村社協が実施する市民向けの相談会への協力なども考えられる。
- ・ 社協は中核機関の委託先として88.2%を占めているほか、日常生活自立支援事業や地域福祉活動の推進を担っていることから、権利擁護支援体制の整備に向けては行政(都道府県・市町村)と社協の連携が非常に重要である。市町村行政と社協の連携を後押しするため、都道府県行政と都道府県社協が協力していくことも重要である。

参 考 資 料

(参考1)K-ねっとFAQ

(参考2)セミナー開催チラシ

K-ねっと FAQ (Vol.1)

《中核機関の立ち上げ・バックアップ》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する都道府県専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認ください。管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関や体制であり、関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図る重要な役割を担います。

こうした体制を市町村が構築することで、本人や関係機関から権利擁護や成年後見制度の相談を受けた際の専門的助言を確実に確保し、権利擁護支援の内容を多角的に検討し、適切に支援を実施することが可能となります。また、相談窓口が明確化されることは、住民や関係者にとつての相談しやすさに直結し、制度等への理解も深まります。

地域連携ネットワークを中核機関のコーディネートを通じて構築していくことは、家庭裁判所による成年後見制度の適切な運用や監督を支える基盤にもなります。最終的には、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを地域全体で支える権利擁護支援の体制づくりにつながるものです。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A1

中核機関は、貴市町村における地域連携ネットワークのコーディネートを担う中心的な機関や体制になります。主な役割は、関係機関や専門職団体との協力・連携の強化を通じて権利擁護支援を推進することにあります。

中核機関を整備することで、本人や現場の関係機関が権利擁護や成年後見制度の相談を抱え込まず、専門的な助言を得ながら支援内容を検討し、適切に実施できるようになります。「どこに相談すればよいか」という相談窓口が明確になることで、住民の方は相談がしやすくなり、制度への理解も深まります。

貴市町村では、家庭裁判所とどのような連携ができていますでしょうか。このように中核機関がコーディネートを行い、地域連携ネットワークを構築することは、家庭裁判所との円滑な連携（適切な運用・監督）にもつながります。これは、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを自治体として守り、支えていくために極めて重要な役割を果たします。

【参考】

・成年後見利用促進ニュースレター 創刊号

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2022/02/newsletter01.pdf>

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P20～23

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

平成30年度から、市町村における中核機関の設置・運営や市町村計画策定に要する費用について、地方交付税として措置されています。

また、中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源として、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や中核機関における調整体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村に対する国庫補助事業が設けられています。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A2

平成30年度より、中核機関の設置・運営等に要する費用は地方交付税として措置されています。

加えて、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や、調整体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村への国庫補助事業が用意されています。これらを活用することで、庁内予算の確保や地域資源との連携強化、専門職団体への委託などを円滑に進めることが可能です。

【参考】

・市町村に対する国庫補助事業
P7「都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：成年後見制度利用促進体制整備推進事業）」
（厚生労働省 令和8年度予算（案）の概要【参考資料】：社会・援護局（社会））
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/26syokanyosan/dl/gaiyo-06-2.pdf>

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

広域で中核機関を設置することにより、参加する市町村の個々の財政負担や、事業運営に関する職員の事務負担が軽減されるといふメリットがあります。

具体的には、一定の参加規模を確保した講演会や市民後見人養成研修の開催ができるほか、専門職の確保がしやすくなるなどが挙げられます。専門職の確保により、支援困難ケースへの適切な助言が得られるなど、支援者のスキルアップも期待できます。

また、広域での連携には、機能を分散させる、会議体を共有するなど、地域の実情に応じた様々な連携パターンが実践されています。

こうしたメリットから、特に人口規模が小さく、社会資源等が限られている小規模自治体にとって、近隣自治体と連携した広域設置は、体制整備を進める上で効果的な選択肢となります。

一方、中心となる自治体や各自治体の役割分担の明確化、広域実施に関するコセプトや申し合わせ事項の検討・共有が必要のため、立ち上げまでに時間を要することや、エリアの拡大に伴う職員等の移動時間の増加などがデメリットとして挙げられます。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A3

広域設置の大きなメリットは、貴市町村単独での財政負担や、事務局を担う職員の方々の事務負担を軽減できる点にあります。

具体的には、単独では開催が難しい規模の講演会や市民後見人養成研修を共同開催できるほか、専門職の確保が容易になります。専門的な助言を得られる体制が整うことで、現場の支援者のスキルアップも期待できます。

現在、全国では「特定の機能を一箇所に集約する」「会議体のみを共有する」など、地域の事情に合わせた多様な連携パターンが実践されています。人口規模が小さく、活用できる地域資源が限られている市町村にとって、広域設置は持続可能な体制を構築するための有力な手段となります。

一方で、参加市町村間での役割分担や、事業の方向性に関する事前の合意形成に一定の時間を要する点、また管轄エリアが広がることで訪問支援等の移動に時間を要する点については、あらかじめ考慮しておく必要があります。

【参考】

・「成年後見制度はやわかり」サイト 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

受託法人の定款において、必ずしも「中核機関」という名称を直接規定しななければならぬわけではありません。

多くの社会福祉協議会では、すでに日常生活自立支援事業や法人後見事業を「権利擁護に関する事業」として定款に記載しています。中核機関の事業をこれらと一体的に実施する場合には、既存の規定の中に含めて解釈することも可能と考えられます。

具体的な手続きや定款の記載内容の適否については、当該法人を所管する都道府県または市町村の担当部署との協議に基づき、適切に助言を行ってください。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A4

受託する社会福祉協議会の定款に、必ずしも「中核機関」と明記しなればならないということではありません。

日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会であれば、すでに定款に「権利擁護に関する事業」や「相談支援事業」が記載されていることが一般的です。中核機関の役割をこれらの事業と一体的に実施するものと整理できれば、既存の定款の範囲内で実施可能と判断され、ケースも多くあります。

まずは委託予定の社協の現行定款を確認いただき、具体的な手続きについては、法人を所管する都道府県または市町村の部署へお問合せ願います。これにより、中核機関という新たな社会資源を円滑に地域に組み込むことが可能となります。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともに、お互いの役割を正しく理解し、定期的な情報共有や研修を通じて関係づくりを進めることが重要です。

相談をつなぐ際の流れ(フロー)や個人情報情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を具体的に検討することも有効です。

都道府県としては、市町村が単に窓口を「分ける」だけでなく、中核機関が一次窓口を後方支援する「相談の相談先」として機能し、地域の権利擁護支援の体制を整備できるように支援を行うことが求められます。

② 市町村・中核機関向け

A5

一次相談窓口(地域包括支援センター、基幹相談支援センター等)と二次相談窓口(中核機関)が、地域の権利擁護支援の目標を共有し、互いの役割を理解した上で、定期的な連絡会や研修を通して「顔の見える関係」を築くことが重要です。

「どのようなケースで中核機関につなぐか」という具体的な流れや個人情報取り扱いルールをマニュアル化し、連携体制を整えることも効果的です。

中核機関が、一次窓口の担当者が抱える困難事例に対する専門的助言(コンサルテーション)を行うことで、結果として適切な相談が中核機関に集まり、地域の地域資源が効果的に活用される体制へとつながります。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかわかっていけばよいのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があり、両事業が密接に連携することは双方に大きな効果をもたらします。

重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」では、複合化・複雑化した事例を多機関で解きほぐし支援方針を検討しますが、そこには権利擁護や成年後見制度を必要とする事例が多く含まれます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な制度利用や権利擁護支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業が求める多機関の協働は、中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なる部分が多くあります。

両者の連携は、地域の人材や関係する専門職の負担軽減につながるのと同時に、関係者の制度への理解を深めることに寄与します。

※本事業は自治体の任意事業であるため、実施状況に応じた助言が重要です。

② 市町村・中核機関向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、どちらも「地域全体で課題を解決する」という共通の目標を持っています。

貴市町村で重層的支援体制整備事業を実施している（または予定している）場合、その「重層的支援会議」に中核機関が参画することで、ゴミ屋敷や「8050問題」など、権利擁護の視点が欠かせない複雑な事例に対して、専門的な解決策を提示できるようになります。

また、中核機関が進める地域連携ネットワークと、重層的支援体制のネットワークを一体的に運用することで、二重の会議設定を防ぎ、地域の限られた地域資源や専門職の負担を抑えることができます。

このように連携を深めることは、結果として地域住民への切れ目のない支援体制を構築し、権利擁護支援の推進につながります。

【参考】

・重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakapaortal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療関係、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。

多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。例えば、事前に第二期基本計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語を多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と市町村担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

都道府県としては、市町村が単に会議を開催するだけでなく、各委員が「自身の役割」を認識し、地域の社会資源として機能し合えるような運営（ファシリテーション）の好事例を提示することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A7

協議会の目的は、専門職団体や当事者団体等の関係機関・団体が連携を強化し、自発的な協力を進める仕組みを地域の中につかっていくことにあります。

多様な視点を持つメンバーが参画するため、事務局（中核機関・市町村担当者）には以下のような運営の工夫が求められます。

【理念の共有】

会議の冒頭等で、第二期計画の理念や協議会の設置目的を再確認し、ベクトルを合わせる。

【配慮ある運営】

専門用語を避け、誰もが議論に参加できるよう平易な言葉を用いる。

【議題の設定】

現場の具体的な困りごとなど、参加者が発言しやすい身近なテーマから設定する。

このように中核機関と市町村担当者が車の両輪となって準備にあたることで、協議会を通じて地域連携ネットワークの強化につながります。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益です。

たとえば金融機関には、何度も通帳を紛失したり、窓口に頻りに問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。こうした取組は、福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらい上で有効です。

都道府県としては、市町村が個別の事業所と交渉するだけでなく、地域の銀行協会といった業界団体との連携を後押しし、多層的な地域連携ネットワークを促進することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに、多様な民間関係者に参加してもらうことは非常に有益です。

金融機関においては、窓口での不自然な引き出しや問い合わせ等を通じて、認知症の兆候がある方を早期に発見し、適切な支援につなげる「見守り」の役割が期待されています。不動産業者においても、契約手続きや管理の場面での早期把握が期待されます。

民間事業者の参画を促す際は、個人情報保護への配慮として「個人情報を含まない模擬事例」を用いた意見交換会から始めることが有効です。これにより、判断能力が不十分な方への対応を一緒に考える場ができ、福祉分野以外の方にも参画の意義を実感していただけます。

中核機関のコーディネートにより、こうした民間事業者との「顔の見える関係」を築くことは、地域連携ネットワークの強化につながり、権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の体制を強固にすることにつながります。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧いただけます。

▶成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

▶成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

▶成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

▶成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

▶成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

▶自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

K-ねっとFAQ (Vol.2)

《市民後見人の養成と活躍支援》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県・社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認ください。管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。この基本カリキュラムは、市民後見人を養成するために最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したものです。研修を実施する各市町村において、地域の実情に応じて具体的な内容を検討する際の標準的な参考資料として活用いただくことが想定されています。

都道府県としては、都道府県自らが市民後見人養成を実施する際に参考にすることができ、市町村・中核機関が検討している市町村に対して、基本カリキュラムをベースにしつつも、地域の社会資源や課題を反映させた展開ができるよう、専門的な視点から助言・支援を行うことが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」としてまとめたものです。

市町村・中核機関においては、専門職団体や家庭裁判所への協力依頼や、現地実習受入先としても想定される日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会との連携など、このカリキュラムの実施に伴う調整業務を通じて、地域連携ネットワークを強化していくこともできます。

【参考】

- ・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)
- ・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料
- ・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

可能です。

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」では、都道府県等が広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項を履修した後に、市町村研修において当該市町村の事業計画や独自施策の特徴などを補足する「補講（2 単位 120 分）」を受けていただく形式が示されています。

実際に、一部の地域では都道府県と市町村が連携し、市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知るための講義・演習を各市町村が分担して実施している事例があります。

都道府県としては、担い手の確保・育成を広域的な地域課題と捉え、後見活動が想定される圏域の設定や、共通カリキュラムの策定など、市町村を越えた仕組みづくりを推進することが期待されています。

② 市町村・中核機関向け

A2

可能です。

基本カリキュラムでは、都道府県レベルでの広域研修などで一般的な法律・制度科目を履修した後、市町村が実施する「補講（2 単位 120 分）」において、わがまちの事業計画や具体的な取組の特徴を学ぶ構成が認められています。

この仕組みを活用し、都道府県と市町村が役割を分担して研修を実施している先行事例があります。市町村側で地域の介護・福祉サービスや地域資源を深く知るための科目を受け持つことで、より実践的な研修が可能となります。

広域実施を検討することで、単独開催による事務負担を軽減しつつ、中長期的な視野に立った担い手の確保・育成を効率的に進めることが可能となります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P51-52

- ・ 担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。
- ・ 担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできませんか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

まずは、受け入れ側となる市町村の担当窓口と相談・確認することが必要です。市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動する存在です。そのため、養成研修も各市町村の実情に合わせたプログラムで構成されています。したがって、他市町村で受講した方の受け入れ基準（既修科目の免除範囲等）は、各市町村の判断に委ねられています。

都道府県としては、広域的な視点から、制度・法律関係等の汎用的な科目については互換性を認めるよう市町村へ働きかけるなど、担い手が地域を越えて活躍しやすい環境（流動性の確保）を整えることが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A3

まずは、貴自治体の担当窓口にて、個別の相談・確認を行ってください。

市民後見人は、地域の地域資源やネットワークを熟知し、活用しながら活動します。養成研修も市町村の実情に合わせて設計されているため、他市町村での受講歴を持つ方の受け入れ方針は、市町村ごとに異なります。

厚生労働省からは、法律等の一般的な科目については互換性を認めつつ、市町村独自の取組については補講等で補う考え方が示されています。

転入者等を受け入れる際は、面接による適性確認や、必要な科目の履修状況を確認した上で、柔軟かつ適切に判断することが有効です。

【参考】

- ・ 厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・ 未修の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・ バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる

出典：成年後見制度利用促進 第 168 回市町村セミナー（令和 5 年 6 月 30 日）資料

- ・ 担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

後見人候補者の検討に関する一律の基準はなく、各市町村の判断によります。多くの自治体では、養成研修への取り組み状況（出席率やレポート内容等）を把握し、被後見人の意向や相性などを総合的に勘案して選定しています。中には、研修受講の状況や登録時の面接結果などに独自の基準を設けて数値化し、候補者選定の参考にしている事例もあります。都道府県としては、市町村が適切なマッチングを行えるよう、意向確認の定期的な実施や、選定プロセスの公平性を担保する仕組みづくりについて助言することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A4

後見人候補者の検討に全国一律の基準はなく、各市町村の判断に委ねられています。

実務においては、研修時の受講態度や習得状況を考慮しつつ、ご本人の生活歴や意向、候補者との相性などを多角的に検討して選定を行うのが一般的です。客観性を高める工夫として、面接内容や研修実績を数値化し、選定の際の判断材料としている市町村もあります。

また、市民後見人自身の生活状況や健康状態、活動への意向は年々変化するため、定期的に意向確認を行い、常に最新の情報を把握しておくことが、地域の権利擁護支援の担い手の継続的な協力を得ていくために重要になります。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

厚生労働省が示す基本カリキュラムにおいても、家庭裁判所から選任される後見人等だけでなく、地域共生社会の実現に向けた「地域の権利擁護に関わる多様な担い手」の育成という観点が重視されています。

都道府県としては、市町村に対し、修了者が身近な地域活動の中で権利擁護の視点を活かせるよう、多様な活躍の場を創出することを促すことが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとしての活動が考えられます。

「市民後見人」という名称であっても、その対象範囲は広く、日常生活自立支援事業の生活支援員や権利擁護サポーターなどを含んだものとしてカリキュラムが作成されています。

選任までの待機期間中も、これらの活動を通じて現場経験を積むことは、将来的な後見活動へのスムーズな移行に繋がります。また、修了者が地域の地域資源として多方面で活躍することは、地域全体の権利擁護意識の向上や、見守りネットワークの強化にも大きく寄与します。

「市民後見人」の範囲

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけでなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。
- 名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料
・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の中で、市民後見人の受任が適しているケースや選任時の考慮要素を共有することが重要です。個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、候補者イメージの認識を共有することも有効な取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職から市民後見人に交代する「リレー方式」などの選択肢を含めた検討ができるよう、市町村や中核機関が、専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、受任調整の仕組みづくりを行っていくことが、市民後見人の受任機会の拡大につながります。

都道府県としては、家庭裁判所の支部等も含めた広域的な協議の場を設定し、市町村が提示する候補者推薦の目安が、裁判所の運用と円滑に整合するよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A6

関係機関(市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所)で、市民後見人の受任に適した事案や選任の目安を事前に共有しておくことが重要です。模擬事例を用いた検討会を行い、どのような属性の候補者が適しているか、認識を合わせておくことも有効です。

また、単独での受任だけでなく、専門職との「複数後見」や、困難な課題を専門職が解決した後に市民後見人が引き継ぐ「リレー方式」などを積極的に検討してください。専門職団体や家庭裁判所の協力を得て「権利擁護支援チーム」を形成し、受任者調整のプロセスを仕組み化していくことが、市民後見人の活躍の場を広げる鍵となります。

こうした体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人が、ご本人の意向に沿った柔軟な形で支援に関わることが可能となります。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P39

- 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法(検討の体制や候補者推薦の目安など)、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態(複数後見など)、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
- 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会を開催したりすることは、活動の質の向上につながります。

市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動を支える重要な要素となります。

都道府県としては、市町村が単独で解決困難な損害賠償保険への対応検討や、広域的な研修機会の提供などを通じて、地域における権利擁護支援の担い手としての市民後見人活動を安定的に維持できるよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A7

中核機関が行う具体的なサポートには、日々の後見実務や裁判所への報告書類作成に関する相談への対応があります。

また、ご本人(被後見人)との信頼関係づくりへの助言や、最新の福祉サービスに関するスキルアップ研修の開催などは、活動の質と安心感を高めるために有効です。運営形態によっては、社会福祉協議会が後見監督人を引き受ける体制をとることもあります。

加えて、活動に伴う実費負担を抑えるための活動報酬の助成や、万が一の事故に備えた保険料の補助なども、活動を継続いただく上で大きな支えとなります。

中核機関がこうした多角的なバックアップ体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人に、その専門性と市民性が十分に発揮できる環境整備につながります。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P22 (保険についての記載)

- 後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○関連サイト リンク一覧○

- ・厚生労働省 HP「市民後見関連情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kai go/kaigo koureisha/shiminkouken/index.html>
※市民後見人についての説明や、カリキュラム、市民後見人に関する取組などを
ご覧いただけます。
- ・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>
※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況
等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧いただけます。
- ▶成年後見制度利用促進ニュースレター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html
- ▶成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
- ▶成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html
- ・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>
※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の
立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビュ
を含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトか
らダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年
後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。
※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な
場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。
- ▶成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>
- ▶成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>
- ▶自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

K-ねっと FAQ (Vol.3)

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認ください。管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。

しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとつてふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は、客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由について、とくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

都道府県としては、市町村が地域の担い手の状況に応じた柔軟に運用しつつも、第三者から見ると選任の妥当性が疑われないような「記録の標準化」を支援することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを基本とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実になり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることもつながります。

【参考】

令和3年度 K-ねっと報告書(P.17)

https://www.zcwvc.net/member/research/research/res_advocacy/

Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任調整の段階で本人の個人情報共有してよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

個人情報の提供は、本人の同意を得た上で行うことが原則です。都道府県としては、市町村が相談の初期段階から「必要な範囲での情報提供」について本人からあらかじめ同意を得られるよう、適切な業務フローの確立を助言することが重要です。

加えて、専門職団体と「情報提供の様式」や「守秘義務」に関する申し合わせを行い、地域の担い手が安心して連携できる多層的な地域連携ネットワークを整えるよう促してください。

情報の共有範囲については、各市町村の協議会等の場で、地域の実情に応じた共通認識を形成しておくことが有効です。

また、本人の権利擁護支援を推進するため、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性を検討するよう、市町村へ働きかけることも重要です。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用できる配慮でもあり、本人の制度利用に関する意思決定支援を確保することにもつながります。また、候補者にとっても本人の価値観や嗜好、状況などを知る機会にもなります。双方にもメリットがある取組として、管内市町村へ実践事例を情報提供することも、都道府県の重要な役割です。

② 市町村・中核機関向け

A2

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールを原則とすることで、利益誘導の防止や中核機関の中立性を保ちやすくなります。

一方で、専門職の数が限られ、担い手が不足している地域では、検討の結果、出席者自身が最もふさわしい候補者として選任されるケースも現実起こり得ます。

こうした場合には、選任プロセスの客観性と透明性を担保するため、会議録において「なぜその人が選ばれたのか」「他に候補はいなかったのか」といった検討の経緯や選任理由を詳細に記録してください。適切な記録は、地域の貴重な担い手である専門職と中核機関の信頼を守ることにもつながります。

また、候補者の絞り込みとあわせて、受任調整会議において「本人と候補者の顔合わせ」の必要性についても検討してみてください。本人同意の上で実際に顔合わせを実施し、お互いを知る機会を設ける取組は、各地で広がっています。

本人と候補者の顔合わせは、本人が安心して制度を利用するための配慮であるとともに、本人の意思決定支援を確保する重要なプロセスです。また、候補者にとっても、本人の価値観や嗜好、生活状況を直接知る貴重な機会となります。双方にとってメリットのある有効な取組です。

○「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」P.256～257「個人情報の取り扱い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えていきます。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わりの方角について参考になる資料はありますか？

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知(令和元年6月3日)により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や、その事例集(令和4年8月12日)が極めて重要な指針となります。

医療機関に対し、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも、現場の混乱を解きほぐす上で有効です。

都道府県としては、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等へ普及を図るなど、関係者の権利擁護支援と制度への理解を深めていくことが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A3

医療現場との連携には、国の指針である「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年)」および「同事例集(令和4年)」が活用いただけます。

これらの資料を根拠に、後見人等ができること・できないことを医療機関と共有することが重要です。市町村や中核機関から直接説明するだけでなく、都道府県専門アドバイザー等の第三者からの助言を得ることも、円滑な合意形成には有効です。

また、医療機関等の関係機関との連携を推進している地域包括支援センターの取組(地域ケア会議や研修会等)と協働して、日頃から病院や施設等に対して、後見人等の役割を周知しておくことは、いざという時の迅速な連携につながります。

医療機関を地域の重要な地域連携ネットワークの一員と捉え、顔の見える関係を築いておくことが、権利擁護支援が必要な人を支える体制の整備に大きく寄与します。

【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。

後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、後見人等が単独で判断するのではなく、チームの一員として意思決定支援に関わっていくことを基本的な考え方としています。

中核機関として、後見人の役割についてチーム全体で改めて共通認識を持つ機会をつくるなど、後見人を孤立させないサポートが重要です。

上記のような事例の場合、具体的には、法律専門職に対し、どの部分について後見人としての意見(法的な判断や身上保護の方針等)を求めているのかを事前に明確に伝える工夫が有効です。また、福祉関係の専門用語を平易に解説するなどの配慮も求められます。

都道府県としては、中核機関がこうした多職種連携の調整役(コーディネーター)として機能し、地域連携ネットワークが強化できるよう、研修や助言を通じて支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、後見人がチームの一員として適切に役割を果たせるよう、中核機関がコーディネーターでチームづくりをサポートすることが重要です。

会議を円滑に進めるため、上記のような事例の場合、法律専門職に対しては「この事項についての後見人としての見解が欲しい」と事前に具体的に伝えておくなどの工夫が考えられます。

また、福祉の専門用語を噛み砕いて共有し、後見人等が議論に加わりやすい環境を整えましょう。後見人を孤立させないことが、ご本人の意思を尊重した支援につながります。

もし、専門職との意思疎通が著しく困難な場合などは、地域の権利擁護支援の担い手としての信頼関係を維持するため、所属する専門職団体に相談し、適切な連携のあり方を模索することも一つの選択肢です。

【参考】

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (2020年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>

Q5

中核機関を設置し、個別事例の相談が増えました。専門的な観点から助言をもらうために、どのようなやり方があるでしょうか。

③ 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

都道府県において、個別事例の相談にも対応する相談窓口や都道府県専門アドバイザー(権利擁護支援総合アドバイザー)を設置し、市町村に派遣したり、オンラインで相談を受ける仕組みづくりが始まっています。

また、市町村において、専門職団体と協議して、依頼内容や方法、費用等を決め、アドバイザー契約を締結するなど、助言を得られるような体制づくりを進めている地域もあります。

都道府県においては、都道府県域での専門職・専門職団体との連携を一層推進するとともに、各市町村における専門職との連携の工夫や財源等について情報収集し、共有することも期待されます。

広域的な視点から、市町村が単独で確保しにくい高度な専門性を、都道府県が多層的な地域連携ネットワークを活かして提供・調整することが求められます。

④ 市町村・中核機関向け

A5

都道府県では、個別事例の相談にも対応可能な相談窓口や都道府県専門アドバイザー(権利擁護支援総合アドバイザー)を市町村へ派遣したり、オンラインで相談を受け付けたりする仕組みの整備が進んでいます。

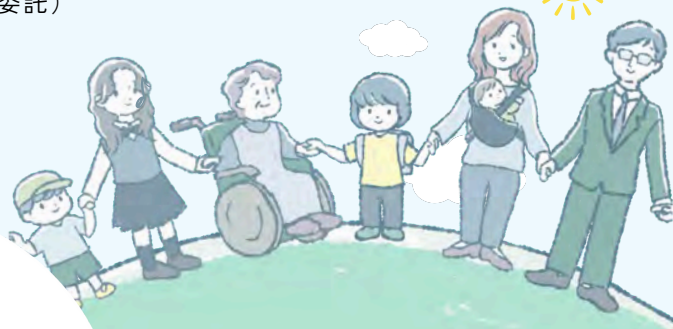
まずはこうした広域的な支援制度の活用を検討してください。

また、自市町村において、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)と協議し、依頼方法や費用を定めたアドバイザー契約を締結するなど、日常的に助言を得られる体制を構築している地域もあります。

こうした工夫により、現場の担当者が困難事例を抱え込まず、適切なタイミングで専門的知見を取り入れることが可能となります。専門職との連携を強化することは、権利擁護支援の強化と職員の負担軽減の双方に寄与します。

○関連サイト リンク一覧○

- ・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>
- ※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。
- ▶ 成年後見制度利用促進ニュースレター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html
- ▶ 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
- ▶ 成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html
- ・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>
※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビュアーを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。
- ※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。
- ▶ 成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>
- ▶ 成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>
- ▶ 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>



令和7年度

K-ねっと全国セミナー

参加費
無料

知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

Zoomミーティング YouTubeライブ配信

コーディネーター

NPO法人尾張東部権利擁護支援センター
センター長 住田 敦子氏

講師

和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
上山 浩司氏

2026.

3.12 木

12:55-16:30

参加対象

成年後見制度に
関心のある方

定員

1500名

*先着順



Zoom
500名



YouTube
1,000名

申込方法

申込サイトよりお申込みください

申込
期限

2026.2.17 火



<https://forms.gle/2jB8bAbBAtX5jM2CA>

※同所属から複数名申込する場合も、必ず1名ずつ申込フォームよりお申込みください。
※登録時に申込確認メールが送信されます。メールアドレスの入力間違いが無いようご確認
ください。また、外部からのメールが受け取れるメールアドレスをご入力ください。
※ライブ配信1週間前を目安に当日資料とURL等を掲載した「受講者研修サイト」のご案内
を参加登録いただいたアドレスにメールにて送ります。
※申込フォームに記載された個人情報は、本セミナーの運営管理の目的にのみ利用させて
いただきます。

本セミナーはライブ配信のみとなります。後日アーカイブ配信はございません。

※申込時に受講方法を選択してください。
定員になり次第、締切とさせていただきます。

趣旨

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

財産を管理したり、介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約をしたり、法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合や、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う場合もあります。このように、ひとりで決めることに不安のある方々に対して、ご本人の意思を尊重（意思決定支援）しながら、法的に保護し、権利を守る人として後見人等を選任する制度です。

任意後見制度とは、ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

成年後見制度は制度の見直しについて議論が行われ、今後法改正が行われる予定ですが、本セミナーでは、ご家族のこととしてはもちろん、ご自身のこれからを考えたときに知っておきたい成年後見制度の基礎知識について現行の制度をもとに学びます。

※本セミナーは、令和7年2月25日実施のセミナーと内容が重なるものとなります。

プログラム

- 12:30 ● **入室開始** 研修時の録画・録音、写真撮影はご遠慮ください。
- 12:55-13:00 ● **オリエンテーション**
- 13:00-13:05 ● **挨拶**
厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
- 13:05-13:30 ● **導入講義 「成年後見制度のレシピ」**
NPO法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏
- 13:30-14:30 ● **講義① 「法定後見制度の基礎知識」**
和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
- 14:30-14:40 ● **休憩**
- 14:40-15:40 ● **講義② 「任意後見制度の基礎知識」**
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏
- 15:40-16:30 ● **ディスカッションとまとめ**

知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

